





年に筑波に移りますので、今回、防災科学技術センターにつきましてもその本館ができましたので、本拠ごと筑波に移転をしたいということになります。

○上原委員 そうしますと、ます金屬材料技術研究所の移転問題ですが、いま御説明のように、主に材料開発の第二部といいますか、そこを中心に行なう。そこで、この移転を全部完了する完了の目標といいますか、時期はいつなのかな。  
そういうことと、この「科学技術庁の現況」ということ、一九七七年版にいろいろ説明もあるわけですが、この金属材料開発第二部の機構といいますか、陣容はどうなっているのか、そういう面も少し明らかにしていただきたいと思います。  
さらに、防災科学技術センターの場合も、五十三年、今年から五十四年にかけて移転を行なうようになつた。これも全部は移転するわけじゃないわけですか。完了はいつまでにやるのか、そういう面ももう少し明らかにしておいていただきたいと思ひます。

究部が二十三名、管理部門が五名、こういうことで六十八名になる、こういう計画であります。  
○園山政府委員 防災科学技術センターにつきましてお答え申し上げます。

先ほど、五十三年ないし五十四年に移転と申上げましたのは、防災科学技術センターと非常に関係の深い関係省庁の試験研究機関でございまして、たとえば農林省では林業試験場、農業土木研究所、國土地理院、さらに運輸省の気象研究所、あるいは通産省の工業技術院地質調査所といったところがこの防災科学技術センターと大変密接な関係を持っていらっしゃるところでございますが、これららのうち、農林省の林業試験場、農業土木試験場はすでに移転しておりますけれども、残りどの各機関は五十三年度から五十四年度にかけて移転されるとのことございますので、防災科学技術センターは、今回設置法のお認めをいただきますれば、そこで一挙に移転をいたします。

開発なり材料研究であつてはならぬと思うのですね。しかし、こう「国家的プロジェクト」とかあるいは「目的指向的」というふうな表現にならぬと、いささか疑問を感じざるを得ない面もなきにしもあらずなんですね。そういう面、どういうお考えなのか。さらに、この材料研究開発をやつた結果として、どういうふうに一般の国民なりある果等についても、もしあれば挙げていただきたいと思います。簡単でいいですから。

○杉浦政府委員 お答え申し上げます。

こういう研究につきまして、実は研究所側と非常に頻繁に意見の交換をやっておるわけでござりますが、もちろん基礎研究が大事であるか、あるいは目的研究が大事であるか、こういう一般論になりますと、どちらに重点を置いているといふのをはっきりすることは非常にむずかしい問題がございまして、基礎研究の中から新しい金属の創製というようなことが生まれてまいりますし、それがどうかといいまして、何の目的もなしにただ研究をやつておるということになりますと、国立研究機関としてその任務が全うできるかどうかといふような問題もございまして、いろいろと基礎部門と目的指向部分につきまして議論をやりながら進めておりますが、新しい分野と申しますのは、先ほど申し上げましたけれども、たとえて言いますと、核融合の問題というものが現在これから非常に推進されると思います。

その間に、金属材料研究所としては一体どううう役割りを果たすべきかということを考えますと、やはりこれに対して対応の姿勢というのはほんとうにおべきである。非常につけ焼き刃で恐縮ではございますけれども、たとえば核融合ということになりますと、プラズマの温度が一億度ぐらになる。そういうものの壁面に五、六百度としますが、数百度の熱に耐える炉壁が要る。こういった場合に、非常に軽量で強い炉壁というものをどうやってつくるかというような研究を続けてお

るわけでござります。

そのほかに、たとえば先ほども申し上げました  
が、海洋開発につきましては、恐らく二千メート  
ルから六千メートルというような非常に深海に入  
つていく調査船の建造が要求されると思ひますけ  
れども、そういう場合の金属のあり方といいま  
すか、新しい材料を創出をしていきたいというこ  
とでござりますし、いままで実は高性能の超伝導  
材料といふものを開発したと言われております  
で、これは温度でいいますと、絶対零度に近づい  
てきますと電気抵抗がゼロになつてくるというこ  
とを発見したということで、これはバナジウム  
3・ガリウムというのだそうですが、この新しい  
超伝導材料といふものを発見いたしまして、これ  
が多大の貢献が期待されて、研究者は恩賜発明賞  
をいただいたといふようなこともござりますけれ  
ども、こういった電気抵抗ゼロということになり  
ますと、将来のいわゆる送電の問題なりあるいは  
エネルギーの問題に大きく役に立つのじゃないか  
といふうに考えております。

いろいろな会社で工業化を実現しようといふことで、やつておりますし、それからいわゆる超伝導のマグネットといいますか、これは通産省の方で MHD という発電の方式をいま電子技術総合研究所でもつて研究をしておられます。そりいつた非常に強力な磁石をつくるときにもやはりこういった金属が大いに役に立つというようなことでございまして、恐らく将来どういう科学技術のプロジェクトが出てくるのか予測もつきませんけれども、現実の段階でそういう要請されたプロジェクトにつきましては、いち早くこれに対応していく。という姿勢でやらせていただいておるわけです。

それから研究成果をいたしまして、実例を挙げて説明をするよう御指示がございましたが、たとえば金属材料研究所では、粉末による金属の加工法というようなことを開発いたしまして、これは金属を一たん液状にいたしまして、液状にする方法も発明したようですが、そういったものを液

状にして粉末をつくる。そしてその粉末から非常に複雑な形をした加工品、普通の場合ですとなかなか切削だとかそういう加工ができないものを、一つの加工の方法をもしましてつくりまして、それでいろいろな需要に応ずる、たとえば現在いろいろな機械がございますが、そういうた構造の部品だとかあるいは高速度工具鋼というようなものがございますが、そういうたメーカーに供給をされております。自動車工業における歯車だとかあるいは軸受けといったものの量産のコストを下げるというようなことに役立っておりますし、それからわれわれの身近なものでありますと、扇風機だとか電気洗たく機なんかの部品につきましても、その粉末冶金の発明の結果、注油の労がなくなってきたというようなことで、目に見えないところで非常に大きな貢献をしているのですはなかろうか、こういうふうに考えております。それからさらに連続製鋼技術というようなことをやっておりまして、これはむしろスクラップその他を炉に入れまして連続的にまたもとの鋼に戻していくというような方法も研究しているようございますして、これなどできますと、やはりエネルギー面、資源面で大きな貢献がされるのじゃないか、というふうに思っております。したがいまして、こういった目に見えて余りはでな目的ばかりを追求していく姿勢というのは科学技術の研究にとりまして問題であるというような御指摘がある場合も恐らくあるかと思しますけれども、われわれとしましては、国立研究所としてそういった目的研究というものに重点を置いて運営をさせていただきたい、こういうふうに考えております。

○上原委員 いろいろ長々と御答弁があつたのですが、そういう国民生活とのかかわりにおいて必要な技術の開発あるいは普遍化というのは望ましいわけですが、先ほども申し上げましたように、ぜひ国民的な立場からの技術開発、研究ということに主たる目的を置いていただきたいということを強く要望しておきたいと思います。

そこで、時間の都合もありますので、次の質問

に移りますが、最近の新聞報道によりますと、問題になつております原子力船「むつ」の修理港として、科学技術庁といいますか政府は、長崎県の佐世保に決定をする運びをといいますか、準備をいよいよ具體化をしたということが伝えられています。もちろんこれにはいろいろな経緯があります。もちろんこれにはいろいろな経緯があります。そして、多くは触れませんが、現段階において政府としてあるいは科学技術庁としてどのようにお考えになつているのか、長崎県あるいは佐世保市との話し合いはどうなつておるのか、そういう面をこの際明らかにしていただきたいと思います。

○熊谷国務大臣 「むつ」の佐世保港修理の問題でございますが、これは從来から大体御承知のよくな経過で佐世保修理をお願いしてきましたのであります。が、先般長崎県の知事選挙が終わりましたので知事にお会いいたしまして、從来から要請しておりますが、先般長崎県の知事選挙が終わりましたので知事にお会いいたしましたが、何とかひとつ受け入れが可能になりましたが、何とかひとつ受け入れが可能になるような道を考えていただきたいということをございましたが、なかなかむずかしいような御趣旨をお願いいたしまして、それでいま長崎県において何とか政府の要請を受け入れる方法がないかと、それに対しまして、御承知のような経過でいろいろ佐世保港とは変わつた県議会の決議もされておりますので、なかなかむずかしいような御趣旨でございましたが、何とかひとつ受け入れが可能になるような道を考えていただきたいということをお願いいたしまして、それでいま長崎県において何とか政府の要請を受け入れる方法がないかと、それに対しまして、御承知のような経過でございましたが、したがつて、またわれわれとしましては、そういう御検討の結果どういう対応をしていただけるか、これが判明をいたしましてから、またそれに對して政府としてはそのお話し合いが一致できるかどうか、それを検討してまいった上で、結論を急ぎたい、このように考えておるわけでございます。

○上原委員 もちろん県当局あるいは市当局のこの問題に対応する姿勢は、いろいろこれまでにも公にされてきたし、またわれわれもある程度知つているのですが、反面漁連を初め漁業関係者あるいは民主団体に強い反対の声があるということも、これまで否定できない現実の問題となつてゐるわけ

そこで、こういう反対の意見を無視してまで強行するというわけには私はまいらないと思うのですが、その点についてはどう調整をなさろうとお考えなのか。さらに、伝えられるところによりますと、この造船界が非常に不況の中でいま経営困難になつておつて、佐世保港に「むづ」の修理港を頼むとともに、そういう不況対策の一環としてこれがなされているんじやないかという懸念を与えている面もあるわけですね。そういう面は切り離すべき問題だと私は思うのですが、一体どうなのかということ。あるいはいま県当局といいろいろお話を進めている、できるだけ早く結論を急ぎたいという長官の御答弁でしたが、核つきの受け入れ、「むづ」の核つきではだめだということは、從来から一応柔軟姿勢を見せておるのですが、そこらの関係、県なり市なりが出した三条件ということについては政府は了解を与えたのか、そういう点も、もし差し支えなければ御答弁を賜りたいと思います。

とでこの要請をひとつ強めるのではないかと言わされたような御意味かと思ひますが、問題は全然それとは別個の問題と考えております。

これに関連しまして、やはり御発言になりました三条件云々のこととございますが、これはもちろん受け入れていただく側としましては、ただ受け入れるだけじゃなしに、何かそれに対するつまらないいろいろな影響、そういうものを考慮して受け入れるか受け入れないかということもお考えになるのは当然でございまして、その結果、いまお話しになりましたようにいろいろな条件、条件とはわれわれは考えておりませんが、そういういろいろな具体的な問題が浮かび上がってかれこれ話題になつてゐると思っていられるわけでござります。ただ問題はわれわれとしましては、一応受け入れていただくという方向が決定しますれば、またそれに応じて、政府の政策に協力したのだから、協力して受け入れてやるのだから、こういう点について政府としても地元のこれこれの問題についてできるだけひとつ協力しようということになれば、これはもうわれわれとして進んでそういういろいろな御提案に応じなければならぬ、このようになります。しかし、そういう条件をのむからひとつ受け入れを聞いてもらいたいということになれば、とはいきないつもりであります。要するに、問題は問題としていろいろな直接のそれに関する問題をお互い話し合いができるまして、そして受け入れという話になつた上でいわゆる条件という問題が論議されるということにならうかと私は思つております。

佐世保重工の問題もその一つでございまして、もちろんこの問題は「むつ」とは別に長崎県としての非常に重大な問題でもございましょうし、あるいは経済界全般から見ましても大きな問題でございましょうから、政府がこれに対応しましてるべき措置をとるということはいたさねばなりません。また、われわれも直接佐世保重工の問題を所管する役所ではありませんから十分なことはできませんが、從来からの話もありますので、側面

的に御協力はいたします。しかし、これを御協力しますから受け入れていただきたいという態度はとつておらない、またどるつもりはございません。その点を一つ申し上げておきたいと思いま

す。

○上原委員 大体お考えになつておることはわかつたような感がいたしましたが、先ほども指摘をいたしましたように、地元で強い反対意見があるといふことで、実力阻止も辞さないという動きもあるわけですから、そういう強硬な反対をする立場の声を無視してまで強行するつもりはいまのところないというふうに理解をしてよろしいですか。

○熊谷国務大臣 その事実につきましては、従来そういうふうな声らしきものを聞いておりますが、現在の段階でそういうことがどれだけ現実的な問題であるかという点もはつきりとは把握しかねますから、直接そういうことに対してもうこうするとかしないとか、決してそういうことは明言できません。しかしこの問題に限らず、なるべくいろいろな問題の解決は話し合いで円満に進めていくものである。こういう基本的な考え方方は持っております。「むつ」問題に直接結びつけてどうこうということは、現在の段階で私どもとしてかれこれ現実的に論議する場合ではないと思いますが、基本的な考え方としましては、すべての問題にそういう考え方で臨みたい、このように考えております。

○上原委員 そうしますと、地元の賛否の意見などお確かめになる意味で長官御自身でお出かけになるような御計画でもありますか。

○熊谷国務大臣 この問題につきましては、先ほど申し上げましたように、いろいろな経過を経ました結果、現在の段階では何とかして受け入れていただくようにお願い、受け入れに御協力、御理解をいただきたいということを長崎県の知事にお願いしてありますので、現在のさしあたつての段階では、行く行かないというようなことはまだ決めてはおりません。したがって、われわ

れの考え方あるいはお願いしております長崎県の知事さんの御意見もまた場合によつては聞きまして、それが実現できるようなことであればいつでも参りますが、まだ行くとか行かないとかそういうことは考えておりません。

○上原委員 長い間非常に政治問題化した「むつ」問題でありますが、私は最初からスタートが間違つておったと思うのです。今日の成田空港の問題を考えても、地元なり反対をしている立場の方々の意見というものを権力なり力で押しまくつていろいろとすると、ますます問題をこじらす結果になると思うのです。したがつて、そういうことも十分尊重をなさつてこの問題に対応していく

ただくというか、結論を出すように手段の御配慮を要望しておきたいと思うのです。

次に、科学技術の問題は、大変高度の専門用語なりいろいろな専門的知識などもありますので、われわれ素人ではなかなか議論のしにくい面もありますが、最近政府の進めておられることで、それで、いろいろな技術開発あるいは宇宙開発などに非常に力を入れようとなさつておるよう思うのです。もちろん先ほど来申し上げておりますように、日進月歩の社会において、いろいろな技術開発あるいは宇宙開発が必要であることは認めないわけにはまいりませんが、ただ多額の国費を投資をして宇宙開発を進めていて、果たしてどれだけ国民に開発をし、投資をした結果の利益が還元をされるとなると、いささか疑問を投げかけざるを得ない面もあるわけ

なのです。ですが、最近政府の進めておられることで、いろいろな技術開発あるいは宇宙開発などに非常に力を入れようとなさつておるよう思つておるところではございません。したがいまして、その中で日本がどういうところに重点を置いて宇宙開発を進めていくかということはきわめて重要な問題であり、またむずかしい問題をいろいろ含んでおりますので、先般、先生御指摘のございましたように、宇宙開発委員会が今後十五年程度を見渡しまして日本の宇宙開発の基本的枠組みと方向ということと政策大綱ということを決められたわけでござります。この中で重点を置くべきことというものが示されるとではございませんで、次の時代におきます新しい科学技術あるいはこの科学技術を使って的一般大衆に裨益するところのものというのがこの宇宙開発の中から非常に出てくる可能性というものを

おるわけでござりますけれども、基本的には、現在すでに実用化されております通信衛星でございますとかあるいは気象観測衛星といった直接国民の需要にこたえておる分野があるわけございます。これはさらに今後とも一層充実していく必要があるだろう。また、これらの分野とともに放送衛星でござりますとか、あるいは最近諸外国における開発の中から非常に出てくる可能性というものを

感じまして諸外国もやつておるわけでございまして、日本もここでおくれをとりますと、やはり次の時代におきます科学技術という面で非常なおくれをとる可能性があるということで、少なくとも必要最低限のものはやつていかなければならぬ。ただ御承知のように、高度成長時代から安定成長時代に入りまして、どれだけの額をこういった分野に投資すべきかということはむずかしい問題がございますが、先般宇宙開発委員会で定められました政策大綱はその辺にも十分配慮されました。余り大規模な、日本の国力にふさわしくない規模にならないよう十分考えて策定されたものでございます。

○上原委員 御答弁は「もつともだと思うのです」とおっしゃいましたが、この問題につきましては、非常に注目を浴びております地球観測衛星系統、特に日本といたしましては、海洋のいろいろな現象を衛星から把握いたしますところの海洋観測の分野、あるいは船、航空機の航行の助けをいたします航行援助分野といった全くの、当面考えられる実利用の分野といふものは、現在までに培つた基礎の力をもしましてどんどん進めなければいけないというのが一つの大きな目

九

〔委員長退席、村田委員長代理着席〕

日本の国力にあわしい宇宙開発であらねばいかぬ、ふさわしくない宇宙開発であつてはならぬ、政府はよくそういうことをおっしゃるのです。当初自衛隊だつてそうだつたのですね。國力国情に応じてとうとう表現でやつてきたが、どんどんふくれてきた。御承知のように宇宙開発といふのは、冷戦構造の過程で米ソの軍事力競争といふか、國の威信をかけて競争に競争を重ねて今日の段階まで進んできたことも御承知のとおりなんですね。平和目的、平和利用に限定するという国際条約なりいろいろな、それぞれの國のたまえ論はあつたにしても、指摘をするまでもなく、軍事目的に宇宙開発なり衛星といふものが利用されてきていることも、せんだつてのコスモスの墜落事故を想定するまでもないわけです。アメリカだつてそうです。したがつて、そいらのことを十分理解しておかないといけないと私は思うの歯どめをかけておかないと私は思うのです。

なぜ私がこういうことを申し上げるかといふと、この「我が國の宇宙開発に関する長期ビジョン」、これは宇宙開発委員会がおつくりになつたというのですが、ここでいろいろなことを述べてあります。大変むずかしい内容なのでよくは理解しにくい面もあるのですが、後部の方でこういうことを述べているのですね。「すでに述べたように我が國は、潜在的には惑星探査や有人飛行を含む広汎かつ多様な宇宙開発活動を展開しうる潜在的能力を有するに至つていると考えられる」。潜れてゐると私は理解するわけです。表現をかえていふと、核兵器を持つ製造能力もあるし、いろいろな技術能力もある、科学的にもその潜在的な能力はあるけれども、ただ政策的に持たないだけだと、そういう能力はあるいはいろいろなことができるんです。そういう能力はあるんだということを非常に強調して、そういう前提でこの開発計画も策定をされていると私は理解するわけです。表現をかえていふと、憲法論議だつてすりかえられてきて

る。そういう懸念を私はいまからは指摘をせざるを得ないわけです。一体、多くの金を注いで果たして、たとえばいまアメリカが進めようとしているスペースシャトル計画に対しても日本も参加するのですか、これもお答えいただきたいのですがね。あいうことまで日本として必要なのか。あるいは有人飛行というものを将来計画をするといふようなこともこれに書いてあるわけですが、そういうことが日本の国情、国民的立場からして必要性があるのかどうか、この点についてはぜひ明確にしていただきたいと思うのです。

が、これに対する反省とさらに技術的、経済的発展のために、何度も宇宙空間と往復できるシトルというものを開発したわけございまして、このシャトルの利用につきましては、アメリカからしては諸外国にいわば開放した形をとっておりまして、ヨーロッパを始め各国からこれへの参加が表明されておるわけでございます。現に東京大空で研究しておられます一つの研究テーマも、最後のこのシャトルの飛行に共同実験として乗るとうことが計画されております、これは機械を乗るだけでございますが。

さらば、この政策大綱によりますと、当面の課題としておおむね五つか六つくらい挙げてあるようですが、そこでも有人宇宙飛行計画の準備を進めることが明確にされておりますね。天文観測では月ロケットや金星、火星などの惑星探査ロケットも発射ができるよう将来計画を立てたい。果たして惑星——金星、木星までいろいろな探査をしなければいけないほどの必要性が日本にとってもあるのかどうか。これにはまあ相当の国費を必要とするとは思うのですね。平和目的的であるというなら、あるいは国民のニーズ、ニードにこたえるということであるなら、そこいらまで考えないでも十分に対応し得るほかの面があるのじやなかろうかと、いう気がするのですが、そういう面もこの際明らかにしておいていただきたいし、宇宙開発計画を進めるその長といいますか、一応のまとめ役は科技庁だと思いますので、この際大臣の所見も、いま私が申し上げたようなことを関連してぜひお聞かせをいただきたいと思います。

今後の宇宙利用におきましては、人間が行き過ぎてそなういったいろいろな実験研究を行う。新しい材料を開発するとか、あるいはライフサイエンスといった分野におきまして人間が直接行っているいろいろな研究実験を行うといふことが非常有効であることが認められておりまして、ヨーロッパを初めアメリカだけでなくたくさんの技術者、科学者がこれに乗る予定を立てております。一方、東欧圏におきましても、ソ連を中心としまして有人の計画が盛んに進められているところでございまして、このような中におきまして日本が、日本人は宇宙に出ていかないということをやつてまいりますと、やはり技術的な面、科学的な面で非常におくれをとるということがございりますので、アメリカがせっかく開放いたしておりますシャトルにつきましては、日本もぜひこれについていくことを考えていただきたい、日本の研究者技術者がこれに乗ることを考えたい、このよう思つておられるわけでございます。そのためには個人計画でございますのでやはりその準備をしておけばならない、このように考えてこの計画が

ではいま局長からお答えした次第でございますが、第一点、とにかく現実の日本の経済の安定成長あるいは国民生活の向上を図っていくというためには必要な範囲内においてこの宇宙の研究開発もやっていく、その限度を超えないようだという御意見は十分私ども御同感できるところであります。それからいま一点、平和目的ということなどをどこまでも忘れてはいかぬと言われることもしこうどもつともな御意見でございまして、そういう御心配の二点につきましては、私どもも今後とも十分戒心をしながら宇宙開発の研究を進めてまいりたい、このように考えております。

○上原委員 大地震問題について、特に国土庁にも来ていただいたのでちょっとお尋ねするつもりでしたが、次の関係もありますから、策定された委員会と関連する分もありますので、また別の機会にお尋ねをさせていただいて、さらに、気象庁も来ましたので、ちょっと今までの宇宙開発計画との関係においても、特に気象衛星が昨年打ち上げられて、その後の機能はどうなっているのか、ま

先生御指摘のように、今回の政策大綱におきまして有人計画あるいはアメリカのスペースシャトルへの参加といった問題が取り上げられておりました。これはアメリカのスペースシャトル計画が、在来型のロケットで一回ごとに衛星を打ち上げましてロケットは使い捨てということとございま

められたものでございます。

一方、月、惑星探査につきましても科学者方々の非常に強い御要望がございまして、しかる巨大な新たな投資を必要とするということはなくて、現在の技術の延長の中で、先ほど申し上げました著しい規模の資金の拡大を必要としない

た第二次打ち上げも予定をされているということでしたが、私は通信衛星とか気象衛星、今回の放送衛星については、いろいろ指摘されておりますが、どういうことは必ずしも若干疑問もありますが、そういうことは必要だと思うのですが、余り——もちろん科学者の冒険なりそういった研究意欲ということも否定はなけられません。

しませんが、だんだん発明なり科学技術が発達をすることによってよくない面もあるわけですね。そういう面はぜひ十分歯どめをかけるようにいまからやっておかなければいけないと思うのです。気象衛星の最近の機能なり今後の計画等についてだけ、せっかく気象庁においていただいたので、御答弁を承っておきたいと思うのです。

第一号につきましては、ロケットの能力が不足いたしましたのでアメリカに打ち上げを依頼いたしましたが、現在、このクラスの衛星が打ち上げられますN-1型ロケットという開発が進められておりまして、五十六年度にはこのロケットで打ち上げる予定でございます。

○金田説明員 お答え申し上げます。  
先生からいまお話をございましたように、実験用の放送衛星につきましては、宇宙開発事業団が米国の航空宇宙局にその打ち上げを依頼いたしました。去る四月八日、米国ケーブルカナベラルにあります。現在、宇宙開発事業団により、東経百十度の静止軌道に衛星を位置させるための各種技術が行われている段階であります。郵政省は衛星の静止後宇宙開発事業団が行う衛星の諸機能のチェックの後、すなわち約三ヶ月の後、NHC

委員会の長期ビジョン特別部会は、一九九〇年代半ばに全国を十地域に分割して地域放送（八チャネルの周波数の再使用によって二十ないし三十の番組の同時放送を行う衛星を考えている、こういうように言われておるわけであります。しかしながら、まず一点は、一部の難視聴地域を除くと、テレビ情報は全国にあまねくあふれている日本で、膨大なる投資をしてまで新しい放送システムをつけ加える必要が果たしてあるのかどうかということ。

この間におきまして、打ち上げ当初から、若干衛星の軸がずれているという問題もございまして、これにつきましては、地上のコンピューターで操作によりまして調整するということが五月早々には完成いたしまして、この軸のずれを感じないで業務ができるということになるわけでございまます。

を具体的に示さず、いわゆる難視聴地域の解消のためと抽象的に説明しただけにとどめたわけであります。ところがN·H·Kは、現在までに、全国各地に五千三百四十局の地上放送中継所と七千八百カ所の共同受信設備を建設しておるわけであります。そして、テレビのよく見えない難視聴地域は、五十二年度末では六十四万世帯に減少しておるわ

また、その間、若干走査線の高圧電源が故障し  
て予備に切りかえたりいたしておりますが、現  
在、おおむね気象庁が気象業務に御利用になるの  
に差し支えない状態にあるかと思っております。  
さらに、この第二号につきましては、昭和五十  
六年度に種子島から打ち上げるということで衛  
星及びロケットの開発が着々と進められていると  
ころでございます。

○上原委員 これで終わりますが、昭和五十六年  
段階の打ち上げというのは自力でやる方向で進め  
るのがという点もお答えいただきたいと思いま  
す。

○園山政府委員 五十六年度は自力でやる予定で

けであります。NHKは今後も、年間八十億円をかけて二百の中継所そして九百の共同受信設備を毎年つくる計画であるそうであります。数年後には小笠原諸島やあるいは南大東島などを除き、難視聴地域はほぼ解消することになつてゐる。こういうふうに言われておるわけであります。もろ将来、実用放送衛星を難視聴地域解消のために打ち上げるのだとしたら、何百億の費用をかけるわりに本当に効率の悪い投資になるのではないか、このように危惧をいたしておるわけであります。そういう点で、実験放送衛星の目的は一体どこにあるのかということについて篤と御説明をいたただきたい、このよう思います。

星からの電波を受信することができるかというう  
うな見通しを得るための実験とか、可搬型の送受  
信装置により衛星を介しましてテレビ信号を送受  
信する実験とか、衛星からの電波が雨などにより  
どの程度の影響を受けれるかというような実験のほ  
か、衛星の状態を監視し、位置などを制御するた  
めの実験などがその主な内容となつております。  
**○上田委員** いま説明いたいたわけでございま  
すけれども、郵政省は、放送衛星はいわゆる情報  
メディアとしての放送の役割りの増大、それに対  
処するものである、こういうような考え方のよう  
であります。BSのいわゆる実験計画の目的は衛  
星放送技術の確立にある、あるいはまた宇宙開拓

○田代説明員 お答えいたします。  
まず、第一点の地上放送のはかに衛星を用いた  
放送がなぜ必要かという点でございます。放送衛  
星は三万六千キロという非常に高いところから電  
波を発射しますために、地上におきましても高い  
角度から電波の受信ができるということで、たと  
えばビル陰とかあるいは山陰といった支障もなく  
放送の受信ができるといった特性もございます  
し、また一つの星、一つの電波でもって全国を一  
拳にカバーできる、こういう特質も持っております  
す。したがいまして、このような特質を生かした  
新しい放送というものは当然日本においても将来  
必要になつてくるだろう、こういうことで私ども

○金田説明員 お答え申し上げます。  
先生からいまお話をございましたように、実験用の放送衛星につきましては、宇宙開発事業団が米国の航空宇宙局にその打ち上げを依頼いたしました。去る四月八日、米国のケープカナベラルにおいて、東部打ち上げ射場から打ち上げられたところです。現在、宇宙開発事業団により、東経百十度の静止軌道に衛星を位置させるための各種制御が行われている段階であります。郵政省は衛星の静止後宇宙開発事業団が行う衛星の諸機能のチェックの後、すなわち約三ヵ月の後、N H K の協力を得まして、この衛星を用いた技術実験を開始する予定でございます。

この衛星の打ち上げ目的でございますけれども、実用衛星に至る過程といたしまして、放送衛星を導入するに当たつて必要となる各種技術を確立するための実験を行ふということをご存じます。これは将来の各種需要を考えますと、いろい

委員会の長期ビジョン特別部会は、一九九〇年代半ばに全国を十地域に分割して地域放送、八チャネルの周波数の再使用によって二十ないし三十の番組の同時放送を行う衛星を考えている、こういうように思われております。しかししながら、まずは一点は、一部の難視聴地域を除くと、テレビ情報は全国にあまねくあふれている日本で、膨大なる投資をしてまで新しい放送システムをつけ加える必要が果たしてあるのかどうかということ。

それから二点目には、さらに将来衛星による放送を実施しようとする国に、アメリカ、カナダ、ソ連があるわけでございますが、これらの国々は国土が広大でありまして、地上の放送網を整備するよりもはるかに安くつくという利点があると思うわけであります。それに比べますと、わが日本は国土も狭く、人口も集中しているということでありまして、どうしてもこの放送衛星が必要だという理由がよくわからないわけでありまして、い

現在放送衛星の開発を進めているところでございます。

具體的にこの放送衛星を何に使うかということにつきまして、現在のところ明確にこれをお示しするには至っておりませんけれども、たとえば地上で難視解消を進めますには、あるところまでいきますと非常に単価の高いものになりますが、放送衛星を使いますと、全国一挙にこれが解決できることもございますし、それから教育の手段といったとしても、全国的に同一番組を送つて教育に使える、こういうことでもございますので、今後こういった面での検討をさらに進めてまいりたいと思っております。

それから第二点の実用衛星をいつ打ち上げるかという御指摘でございます。現在私どもの方は、今月上げました実験用の放送衛星の実験の経過といいますか、開発のやあいを見た上で新しい実用衛星の具体的な打ち上げ時期等を決めたいと思いますが、現在のところでは昭和五十年代の後半には実用衛星を打ち上げようを持っていきたい、こういうつもりで関係の向きと折衝しているところでございます。

○上田委員 いまの答えでも明らかなように、何のために打ち上げられるのかということが、あるいはそれをどのように利用するのかということが明確でない。ただ、いろいろな目的のために打ち上げるんだということ、あるいは果たして本当に効果的なものであるのか、本当に数百億という費用をかけての、そういう意味では國民から見るならば、何かむだなことをやっているのじやないかというように考へざるを得ないわけであります。三月の十七日に決定されたと言わわれております宇宙開発政策大綱にも、この実用放送衛星が何のために必要で、いつ打ち上げるかを具体的に示していないわけであります。これでは、率直に言つて、今回の「ゆり」は、何のために、またいつ打ち上げられるかわからぬ実用衛星に備えて発射されたということになりかねない、このように思ふわけでございます。

費用も膨大であるということも先ほど申し上げたわけですが、四月七日の朝日新聞によれば、このBSの直接経費は三百五十億円、四月九日の読売新聞によりますと、打ち上げ国アメリカに支払う費用は総額二百十四億円、こういうようになりますと非常に単価の高いものになりますが、放送衛星を使いますと、全国一挙にこれが解決できるということもありますし、それから教育の手段といったとしても、全国的に同一番組を送つて教育に使える、こういうことでもございますので、今後こういった面での検討をさらに進めてまいりたいと思っております。

百歩譲つて、このBS実験が必要だと仮にして、今回の実験計画は、宇宙開発の基本方針たるいわゆる広範多様な社会ニーズに対応するという

ことにはほど遠いのではないか、またそういう体制でもあるう、このように考えるわけあります。

郵政省は、「ゆり」の有効利用について、寿命が三年以上あれば実験テーマを公募する、こうい

うように、この実験を國民各層各界に公開し効果的に行なうことに著しく消極的である、こういうよ

うに考へられるわけでございまして、「ゆり」の

寿命は、三年後のいわゆる信頼度というものが五

〇%以上とされているわけでございますが、つまり三年後にはその衛星が使えるか使えないかは五

分五分という状況ではないか、このように考へる

わけでございます。だとすれば、可能な限り、三

年経過してからという感じなしに、三年以内に、希望者があればこの実験に参加するように工夫をすべきではないか、このように思うのです

が、その意思があるのかどうか、お答えいただきたいと思います。

### ○金田説明員 お答え申し上げます。

先ほども御説明申し上げましたように、このBSは、各種技術を開発し、衛星放送システムの確立を図るというような目的で打ち上げられるわけですが、その結果、世界的に見まして、放送衛星の開発状況につきましては、放送衛星の特質から、非常に大きな電力を衛星から地上に向けて発射しなければならない、こういうことになりますの

で、この技術を確立するための開発というのが大き

い課題になつてゐるわけでございます。

こうしたことございしますので、わが国で打ち

上げますBSにつきましても、現在の技術のレベ

ルを勘案いたしまして、衛星からの電力を百ワットといふようなことで実験を行なうという計画にいたします。この百ワットで実験をいたします場合に、将来各家庭で個別に受信ができますよう

に、幾つかの大学では受信の実験をしたいと申

す。また電子機械工業会は、将来に備えて受

信機器開発のため実験に参加したい旨、会長が郵

便省に申し入れたということを聞いておるわけ

です。多くの専門家は、郵政省の計画して今回の実験に参

加でき、しかも実験結果を内外に公開する仕組み

が絶対必要である、このように思うわけであります。

パーソン実験が順調に進み、しかも

このように思うわけですが、その点に

も今後もどんどん実験参加の希望者が出てる場

合に、三年ということにこだわらずに、それ以前に

も実験できるように柔軟に対処していただきた

くべきであります。パーソン実験が順調に進み、しかも

このように思うわけですが、その点に

も今後もどんどん実験参加の希望者が出てる場

合に、三年というふうに考へますけれども、やはり國民

はそういうものに対して開放すべきではありません。

私はそういうものに対して開放すべきではありません。

特に、幾つかの大学では受信の実験を行なう

と、このように考へておるわけあります。

費用も膨大であるということも先ほど申し上げたわけですが、四月七日の朝日新聞によれば、このBSの直接経費は三百五十億円、四月九日の読売新聞によりますと、打ち上げ国アメリカに支払う費用は総額二百十四億円、こういうようになりますと非常に単価の高いものになりますが、放送衛星を使いますと、全国一挙にこれが解決できるということもありますし、それから教育の手段といつしましても、全国的に同一番組を送つて教育に使える、こういうことでもございますので、今後こういった面での検討をさらに進めてまいりたいと思っております。

百歩譲つて、このBS実験が必要だと仮にして、まず衛星からの電波を受信し、これを各家

庭に分配するといふいわゆる共同受信、こういっ

たことの実験を行うといふことになるわけでござ

ります。

先生御指摘のように、こういった実験に関連い

たとして、実験を有効に進めるために実験参加の希望機関に積極的に早い機会から参加させる必

要があるのでないか、こういうことでございま

すが、やはり各機関が関心を持つのは、簡易な受

信機である程度の実験ができる、そういうたもの

に関係する実験かと考えられるわけでございま

す。したがいまして、このBS実験につきましては、両方の形態の実験が行われるわけでございま

すが、それとも、これの基礎となる、基本となる技術

の実験に約三年を要することから、この辺の実験

成果を勘案しながら、そういった希望の方々にも

巨大な利権を伴うところの放送衛星の利用をめぐ

る混乱を防ぎ、第二、第三のロッキード事件の再

発を防止するには、むしろこの機会に各界とかあ

るいは放送通信業界が全体として今回の実験に参

加する意図を持ったるようになります。

また電子機械工業会は、将来に備えて受

信機器開発のため実験に参加したい旨、会長が郵

便省に申し入れたということを聞いておるわけ

です。

〔村田委員長代理退席、委員長着席〕

先生御指摘のように、こういった実験に関連い

たとして、実験を有効に進めるために実験参加の希望機関に積極的に早い機会から参加させる必

要があるのでないか、こういうことでございま

すが、やはり各機関が関心を持つのは、簡易な受

信機である程度の実験ができる、そういうたもの

に関係する実験かと考えられるわけでございま

す。したがいまして、このBS実験につきましては、両方の形態の実験が行われるわけでございま

すが、それとも、これの基礎となる、基本となる技術

の実験に約三年を要することから、この辺の実験

成果を勘案しながら、そういった希望の方々にも

巨大な利権を伴うところの放送衛星の利用をめぐ

る混乱を防ぎ、第二、第三のロッキード事件の再

発を防止するには、むしろこの機会に各界とかあ

るいは放送通信業界が全体として今回の実験に参

加する意図を持ったるようになります。

また電子機械工業会は、将来に備えて受

信機器開発のため実験に参加したい旨、会長が郵

便省に申し入れたということを聞いておるわけ

です。

〔村田委員長代理退席、委員長着席〕

先生御指摘のように、こういった実験に関連い

たとして、実験を有効に進めるために実験参加の希望機関に積極的に早い機会から参加させる必

要があるのでないか、こういうことでございま

すが、やはり各機関が関心を持つのは、簡易な受

信機である程度の実験ができる、そういうたもの

に関係する実験かと考えられるわけでございま

す。したがいまして、このBS実験につきましては、両方の形態の実験が行われるわけでございま

すが、それとも、これの基礎となる、基本となる技術

の実験に約三年を要することから、この辺の実験

成果を勘案しながら、そういった希望の方々にも

巨大な利権を伴うところの放送衛星の利用をめぐ

る混乱を防ぎ、第二、第三のロッキード事件の再

発を防止するには、むしろこの機会に各界とかあ

るいは放送通信業界が全体として今回の実験に参

加する意図を持ったるようになります。

また電子機械工業会は、将来に備えて受

信機器開発のため実験に参加したい旨、会長が郵

便省に申し入れたということを聞いておるわけ

です。

〔村田委員長代理退席、委員長着席〕

先生御指摘のように、こういった実験に関連い

たとして、実験を有効に進めるために実験参加の希望機関に積極的に早い機会から参加させる必

要があるのでないか、こういうことでございま

すが、やはり各機関が関心を持つのは、簡易な受

信機である程度の実験ができる、そういうたもの

に関係する実験かと考えられるわけでございま

す。したがいまして、このBS実験につきましては、両方の形態の実験が行われるわけでございま

すが、それとも、これの基礎となる、基本となる技術

の実験に約三年を要することから、この辺の実験

成果を勘案しながら、そういった希望の方々にも

巨大な利権を伴うところの放送衛星の利用をめぐ

る混乱を防ぎ、第二、第三のロッキード事件の再

発を防止するには、むしろこの機会に各界とかあ

るいは放送通信業界が全体として今回の実験に参

加する意図を持ったるようになります。

また電子機械工業会は、将来に備えて受

信機器開発のため実験に参加したい旨、会長が郵

便省に申し入れたということを聞いておるわけ

です。

〔村田委員長代理退席、委員長着席〕

先生御指摘のように、こういった実験に関連い

たとして、実験を有効に進めるために実験参加の希望機関に積極的に早い機会から参加させる必

要があるのでないか、こういうことでございま

すが、やはり各機関が関心を持つのは、簡易な受

信機である程度の実験ができる、そういうたもの

に関係する実験かと考えられるわけでございま

す。したがいまして、このBS実験につきましては、両方の形態の実験が行われるわけでございま

すが、それとも、これの基礎となる、基本となる技術

の実験に約三年を要することから、この辺の実験

成果を勘案しながら、そういった希望の方々にも

巨大な利権を伴うところの放送衛星の利用をめぐ

る混乱を防ぎ、第二、第三のロッキード事件の再

発を防止するには、むしろこの機会に各界とかあ

るいは放送通信業界が全体として今回の実験に参

加する意図を持ったるようになります。

〔村田委員長代理退席、委員長着席〕

先生御指摘のように、こういった実験に関連い

たとして、実験を有効に進めるために実験参加の希望機関に積極的に早い機会から参加させる必

要があるのでないか、こういうことでございま

すが、やはり各機関が関心を持つのは、簡易な受

信機である程度の実験ができる、そういうたもの

に関係する実験かと考えられるわけでございま

す。したがいまして、このBS実験につきましては、両方の形態の実験が行われるわけでございま

すが、それとも、これの基礎となる、基本となる技術

の実験に約三年を要することから、この辺の実験

成果を勘案しながら、そういった希望の方々にも

巨大な利権を伴うところの放送衛星の利用をめぐ

る混乱を防ぎ、第二、第三のロッキード事件の再

発を防止するには、むしろこの機会に各界とかあ

るいは放送通信業界が全体として今回の実験に参

加する意図を持ったるようになります。

〔村田委員長代理退席、委員長着席〕

先生御指摘のように、こういった実験に関連い

たとして、実験を有効に進めるために実験参加の希望機関に積極的に早い機会から参加させる必

要があるのでないか、こういうことでございま

すが、やはり各機関が関心を持つのは、簡易な受

信機である程度の実験ができる、そういうたもの

に関係する実験かと考えられるわけでございま

す。したがいまして、このBS実験につきましては、両方の形態の実験が行われるわけでございま

すが、それとも、これの基礎となる、基本となる技術

の実験に約三年を要することから、この辺の実験

成果を勘案しながら、そういった希望の方々にも

巨大な利権を伴うところの放送衛星の利用をめぐ

る混乱を防ぎ、第二、第三のロッキード事件の再

発を防止するには、むしろこの機会に各界とかあ

るいは放送通信業界が全体として今回の実験に参

加する意図を持ったるようになります。

〔村田委員長代理退席、委員長着席〕

先生御指摘のように、こういった実験に関連い

たとして、実験を有効に進めるために実験参加の希望機関に積極的に早い機会から参加させる必

要があるのでないか、こういうことでございま

すが、やはり各機関が関心を持つのは、簡易な受

信機である程度の実験ができる、そういうたもの

に関係する実験かと考えられるわけでございま

す。したがいまして、このBS実験につきましては、両方の形態の実験が行われるわけでございま

すが、それとも、これの基礎となる、基本となる技術

の実験に約三年を要することから、この辺の実験

成果を勘案しながら、そういった希望の方々にも

巨大な利権を伴うところの放送衛星の利用をめぐ

る混乱を防ぎ、第二、第三のロッキード事件の再

発を防止するには、むしろこの機会に各界とかあ

るいは放送通信業界が全体として今回の実験に参

加する意図を持ったるようになります。

〔村田委員長代理退席、委員長着席〕

先生御指摘のように、こういった実験に関連い

たとして、実験を有効に進めるために実験参加の希望機関に積極的に早い機会から参加させる必

要があるのでないか、こういうことでございま

すが、やはり各機関が関心を持つのは

合いから考えまして、先ほど申し上げました基本的な実験といったものが、これも打ち上げて実験を開始してみないとまだわからないわけでござりますけれども、これが順調に進み、そしてなおかつそういった時点で衛星の寿命とかいったのを勘案して、実験が可能であるということでありますれば、そういった時点で先生御指摘のような点についていろいろ検討してまいりたい、こういうふうに考える次第でございます。

○上田委員 くどいようですが、「ゆり」は三年以上寿命があるという場合もあるが、あるいは三年で寿命が切れるという場合もあるわけですから、三年内に実験するについて技術的に云々といったって、実際三年後には「ゆり」自身の寿命といいう問題も出てくるわけであります。だから、いま各界から希望が出ているということは、今日の技術水準という面から見ても十分いけるという見通しの中で、可能な部分についての実験を申し出されていると思うのですね。今日の技術でできないことをいまその人たちが言っているわけじゃないのですから、そういう閉鎖的な秘密的なやり方じゃなした、もっと各界の方々とも十分に話し合はれていたと思います。

○金田説明員 お答え申し上げます。  
先ほどの答弁と若干ダブる点があるかも思いますが、御了承いただきまして御説明申し上げさせていただきたいと考えます。

放送衛星通信につきましては、日本国内においてできるだけ簡易な受信装置により衛星からの電波を受信する技術を開発するための実験を行なう点で局長なり科学技術庁長官の一定の考え方と、もしていただくようにお願いをしたい、そういうものを見ていただきたいと思うのです。

○園山政府委員 お答えいたします。  
先生御指摘のように、相当大きな額の投資をして打ち上げられた実験衛星でございますので、これができる限り活用されるということは最も重要なことかと考えております。ただ、郵政省において打ち上げられた実験衛星でございますので、これはそういうふうに考えております。しかしながら、現在の技術レベルでございますと、B/Sで採用いたしておりますのは百ワット程度の電力しか発生することができないわけでございます。こういう

○上田委員 技術的な面もあるかもわかりませんが、いずれにいたしましても、やはりこういう宇宙開発の時代といいますか、特に「ゆり」の場合には、東南アジア諸国、発展途上国は非常に関心を寄せてくれるわけでございますので、ぜひともそういうふうに考えております。しかししながら、日本は日本の上空に位置しているのじやなしに、聞き

ますれば、東南アジアの一角に常に停止した形にあります。東南アジアの一角に常に停止した形にあります。このようにひとつの衛星を打ち上げることでございますので、日本の衛星からの電波が発射される中心部では、直径一メートル以下程度のアンテナで衛星からの電波を受信いたしま

す。それは、東南アジアの一角に常に停止した形にありますので、その点について特にひとつ考えていただきたい、このように思います。

○上田委員 早くそういう点で決定をしていただきたい、運用主体についても明確に、国民によ

いと考えます。

す。

すべき第二段階に移行すべき時期にある、このよ

うに述べておるわけであります。つまり、開発し終わったものの日常的運用をどうするのかという

こと

であります。

までも努力いたします。

○上田委員 アジア放送連盟加盟の各国も日本の御趣旨が活用されますように科学技術庁いたしまして努力いたします。

今回の実験に大変注目しておるわけであります。

今月の二十一日にはオーストラリアの政府調査団が来日し、宇宙開発事業団、郵政省、NHK、メー

カーなどを視察すると報道されておるわけでござりますが、今後衛星放送を必要とするはこれ

から

と、東南アジアを含む他の国々では、電波の強さ

ということになるわけでございます。こういったこ

とから、BSの設計というものを考えておきます。

ということになります。こういったこと

には、非常に大きなアンテナを必要とする。こう

いうことになるわけでございます。

こういったこと

には、非常に弱くなりますので、この電波を受けるため

段階に達したことであるうといふことであると思

うわけですけれども、特に電電公社あるいは消

防、警察、国鉄等、通信衛星に対する需要は多様

であろう、このように思うわけであります。

までもあります。

○上田委員 アジア放送連盟加盟の各国も日本の御趣旨が活用されますように科学技術庁いたしまして努力いたします。

今回の実験に大変注目しておるわけであります。

今月の二十一日にはオーストラリアの政府調査

団が来日し、宇宙開発事業団、郵政省、NHK、メー

カーなどを視察すると報道されておるわけでござ

りますが、今後衛星放送を必要とするはこれ

から

と、東南アジアを含む他の国々では、電波の強さ

ということになるわけでございます。こういったこ

とから、BSの設計というものを考えておきます。

ということになります。こういったこと

には、非常に弱くなりますので、この電波を受けるため

段階に達したことであるうといふことであると思

うわけですけれども、特に電電公社あるいは消

防、警察、国鉄等、通信衛星に対する需要は多様

であろう、このように思うわけであります。

までもあります。

○上田委員 アジア放送連盟加盟の各国も日本の御趣旨が活用されますように科学技術庁いたしまして努力いたします。

今回の実験に大変注目しておるわけであります。

今月の二十一日にはオーストラリアの政府調査

団が来日し、宇宙開発事業団、郵政省、NHK、メー

カーなどを視察すると報道されておるわけでござ

りますが、今後衛星放送を必要とするはこれ

から

と、東南アジアを含む他の国々では、電波の強さ

ということになるわけでございます。こういったこ

とから、BSの設計というものを考えておきます。

ということになります。こういったこと

には、非常に弱くなりますので、この電波を受けるため

段階に達したことであるうといふことであると思

うわけですけれども、特に電電公社あるいは消

防、警察、国鉄等、通信衛星に対する需要は多様

であろう、このように思うわけであります。

までもあります。

○上田委員 アジア放送連盟加盟の各国も日本の御趣旨が活用されますように科学技術庁いたしまして努力いたします。

今回の実験に大変注目しておるわけであります。

今月の二十一日にはオーストラリアの政府調査

団が来日し、宇宙開発事業団、郵政省、NHK、メー

カーなどを視察すると報道されておるわけでござ

りますが、今後衛星放送を必要とするはこれ

から

と、東南アジアを含む他の国々では、電波の強さ

ということになるわけでございます。こういったこ

とから、BSの設計というものを考えておきます。

ということになります。こういったこと

には、非常に弱くなりますので、この電波を受けるため

段階に達したことであるうといふことであると思

うわけですけれども、特に電電公社あるいは消

防、警察、国鉄等、通信衛星に対する需要は多様

であろう、このように思うわけであります。

までもあります。

○上田委員 アジア放送連盟加盟の各国も日本の御趣旨が活用されますように科学技術庁いたしまして努力いたします。

今回の実験に大変注目しておるわけであります。

今月の二十一日にはオーストラリアの政府調査

団が来日し、宇宙開発事業団、郵政省、NHK、メー

カーなどを視察すると報道されておるわけでござ

りますが、今後衛星放送を必要とするはこれ

から

と、東南アジアを含む他の国々では、電波の強さ

ということになるわけでございます。こういったこ

とから、BSの設計というものを考えておきます。

ということになります。こういったこと

には、非常に弱くなりますので、この電波を受けるため

段階に達したことであるうといふことであると思

うわけですけれども、特に電電公社あるいは消

防、警察、国鉄等、通信衛星に対する需要は多様

であろう、このように思うわけであります。

までもあります。

○上田委員 アジア放送連盟加盟の各国も日本の御趣旨が活用されますように科学技術庁いたしまして努力いたします。

今回の実験に大変注目しておるわけであります。

今月の二十一日にはオーストラリアの政府調査

団が来日し、宇宙開発事業団、郵政省、NHK、メー

カーなどを視察すると報道されておるわけでござ

りますが、今後衛星放送を必要とするはこれ

から

と、東南アジアを含む他の国々では、電波の強さ

ということになるわけでございます。こういったこ

とから、BSの設計というものを考えておきます。

ということになります。こういったこと

には、非常に弱くなりますので、この電波を受けるため

段階に達したことであるうといふことであると思

うわけですけれども、特に電電公社あるいは消

防、警察、国鉄等、通信衛星に対する需要は多様

であろう、このように思うわけであります。

までもあります。

○上田委員 アジア放送連盟加盟の各国も日本の御趣旨が活用されますように科学技術庁いたしまして努力いたします。

今回の実験に大変注目しておるわけであります。

今月の二十一日にはオーストラリアの政府調査

団が来日し、宇宙開発事業団、郵政省、NHK、メー

カーなどを視察すると報道されておるわけでござ

りますが、今後衛星放送を必要とするはこれ

から

と、東南アジアを含む他の国々では、電波の強さ

ということになるわけでございます。こういったこ

とから、BSの設計というものを考えておきます。

ということになります。こういったこと

には、非常に弱くなりますので、この電波を受けるため

段階に達したことであるうといふことであると思

うわけですけれども、特に電電公社あるいは消

防、警察、国鉄等、通信衛星に対する需要は多様

であろう、このように思うわけであります。

までもあります。

○上田委員 アジア放送連盟加盟の各国も日本の御趣旨が活用されますように科学技術庁いたしまして努力いたします。

今回の実験に大変注目しておるわけであります。

今月の二十一日にはオーストラリアの政府調査

団が来日し、宇宙開発事業団、郵政省、NHK、メー

カーなどを視察すると報道されておるわけでござ

りますが、今後衛星放送を必要とするはこれ

から

と、東南アジアを含む他の国々では、電波の強さ

ということになるわけでございます。こういったこ

とから、BSの設計というものを考えておきます。

ということになります。こういったこと

には、非常に弱くなりますので、この電波を受けるため

段階に達したことであるうといふことであると思

うわけですけれども、特に電電公社あるいは消

防、警察、国鉄等、通信衛星に対する需要は多様

であろう、このように思うわけであります。

までもあります。

○上田委員 アジア放送連盟加盟の各国も日本の御趣旨が活用されますように科学技術庁いたしまして努力いたします。

今回の実験に大変注目しておるわけであります。

今月の二十一日にはオーストラリアの政府調査

団が来日し、宇宙開発事業団、郵政省、NHK、メー

カーなどを視察すると報道されておるわけでござ

りますが、今後衛星放送を必要とするはこれ

から

と、東南アジアを含む他の国々では、電波の強さ

ということになるわけでございます。こういったこ

とから、BSの設計というものを考えておきます。

ということになります。こういったこと

には、非常に弱くなりますので、この電波を受けるため

段階に達したことであるうといふことであると思

うわけですけれども、特に電電公社あるいは消

防、警察、国鉄等、通信衛星に対する需要は多様

であろう、このように思うわけであります。

までもあります。

○上田委員 アジア放送連盟加盟の各国も日本の御趣旨が活用されますように科学技術庁いたしまして努力いたします。

今回の実験に大変注目しておるわけであります。

今月の二十一日にはオーストラリアの政府調査

団が来日し、宇宙開発事業団、郵政省、NHK、メー

カーなどを視察すると報道されておるわけでござ

りますが、今後衛星放送を必要とするはこれ

から

と、東南アジアを含む他の国々では、電波の強さ

ということになるわけでございます。こういったこ

とから、BSの設計というものを考えておきます。

ということになります。こういったこと

には、非常に弱くなりますので、この電波を受けるため

段階に達したことであるうといふことであると思

うわけですけれども、特に電電公社あるいは消

防、警察、国鉄等、通信衛星に対する需要は多様

であろう、このように思うわけであります。

までもあります。

○上田委員 アジア放送連盟加盟の各国も日本の御趣旨が活用されますように科学技術庁いたしまして努力いたします。

今回の実験に大変注目しておるわけであります。

今月の二十一日にはオーストラリアの政府調査

団が来日し、宇宙開発事業団、郵政省、NHK、メー

カーなどを視察すると報道されておるわけでござ

りますが、今後衛星放送を必要とするはこれ

から

と、東南アジアを含む他の国々では、電波の強さ

ということになるわけでございます。こういったこ

とから、BSの設計というものを考えておきます。

ということになります。こういったこと

には、非常に弱くなりますので、この電波を受けるため

段階に達したことであるうといふことであると思

うわけですけれども、特に電電公社あるいは消

防、警察、国鉄等、通信衛星に対する需要は多様

であろう、このように思うわけであります。

までもあります。

○上田委員 アジア放送連盟加盟の各国も日本の御趣旨が活用されますように科学技術庁いたしまして努力いたします。

今回の実験に大変注目しておるわけであります。

今月の二十一日にはオーストラリアの政府調査

団が来日し、宇宙開発事業団、郵政省、NHK、メー

カーなどを視察すると報道されておるわけでござ

りますが、今後衛星放送を必要とするはこれ

から

と、東南アジアを含む他の国々では、電波の強さ

ということになるわけでございます。こういったこ

とから、BSの設計というものを考えておきます。

ということになります。こういったこと

には、非常に弱くなりますので、この電波を受けるため

段階に達したことであるうといふことであると思

うわけですけれども、特に電電公社あるいは消

防、警察、国鉄等、通信衛星に対する需要は多様

入する計画において、いささか感情的とも思えるような自主技術開発が横行しているのは非常に危険ではないか、このように私は思つておるわけであります。日本は今日、百五十キロの静止衛星しか打ち上げられないような状況にあるわけでござりますが、三百五十キロの打ち上げはいつできるかわからない。Nロケットで三百五十キロの静止衛星が打ち上げられるころには、いわゆるスペースシャトルを利用して、その十分の一の費用で打ち上げが可能だ、このように言われておるわけであります。そういう点で科学技術庁は、こうした場合でもスペースシャトルを利用せずに国産ロケットの開発を待て、こういうふうな姿勢なのかどうか、その点、ひとつ明確にお答えいただきたいと思います。

○國山政府委員 お答えいたします。

先生御指摘になりました十五年間で三兆円という数字は、先生も御指摘のよう、この大綱の中で示されているわけではなくて、この大綱によります一つの試算ということございまして、個々の具体的な計画は、年度ごとに宇宙開発計画というのを別途定めまして、そこで国の財政状態その他も踏まえまして決めていくことにいたしておるわけでございます。

先生御指摘のシャトルが運用開始すれば非常に安く上げられるのではないか、それに對して日本はやはり自分でロケットを開発していくのかといふ御質問かと思ひますが、まず具体的には、いま先生御指摘の、現在のNロケットというのでは百五十キログラム以下の静止衛星しか上げられませんので、これを昭和五十六年度には、現在上がっております気象衛星の第二号を始めといたしまして、自分で打ち上げられるようにしたいということで、具体的に開発が進んでおるわけでございまして、こういった開発をいたします考え方でございますが、現在の気象観測衛星、あるいはただいま先生御指摘の通信衛星、放送衛星といつたものがすでに相当実用に供されておりますし、今後ますます実用というものが展開してまいりますと、こ

れらがやはり国民の生活、社会生活にも非常に欠くことのできないものになつてくることは明らかでございまして、そのような時代に、やはり必要最低限の打ち上げ手段というものは、みずから保持しておかなければ、そこをすべて外因依存といいます。しかし日本は日本の社会生活の安らぎになりますと、やはり日本の社会生活の安定性そのものが不安になるということがございませんので、私どもいたしましては、やはりわが国が必要とするものにつきましてはこの打ち上げ能

うことになりますと、やはり日本の社会生活の安らぎですが、減るどころか年々倍増のようだ力というものを何とか持ちたい、持つていくべきであるというふうに考えておるわけでございます。しかしながら、御指摘のようにシャトルといふものがアメリカで開発されておりまして、これがいざれ実用になつてくるということでございます。したがいまして、特に大きいプロジェクト等におきまして日本のロケットでは間に合わないというようなときには、このシャトルの活用といふことも考えていかなければならぬかと思つておられます。全般的に宇宙活動というものは国際協力というのがきわめて重要であるということは御指摘のとおりであろうかと思ひますが、やはり日本が外国の手段をもらうというだけではなくて、日本でも一つの諸外国に役に立つ技術というものを何とか持つていくべきではなかろうかということ

で、自主技術、自主技術と余り言い過ぎるというお話をございますが、そういう意味で、日本の特徴とする技術というものは育てていかなければいけないし、また、先ほど申し上げましたように、必要なものについては、その手段は少なくとも持つておるということを目標にいたしまして開発を進めておるところでございます。

○上田委員 その点につきましては、十分にひどい問題を取り上げたい、このように思うわけであります。

このような労働者は年々急増しておるわけであ

よつて、その対策はますます重要になつておるだろう、このように考えるわけであります。科学技術庁が最近発表したデータによりますと、日本の原発の特に敦賀やあるいは東京電力福島第一発電所では、運転になれて被曝量が減ると言われておるわけですが、減るどころか年々倍増のようだといいで被曝量がふえてきて、このように言われておるわけであります。データ自身が一応許容量内におさまっているというような形になつてゐるもの、特に問題なのは、電力会社の社員外の被曝が圧倒的に多いというデータが出ておるわけであります。それも容積ぎりぎりというところに集中しておるようでございます。これは要するに最も危険な個所の業務は下請にさせておるということがあります。それが主としてこの原子炉をつくりましたメカニカルが発見されまして、それを修理するという仕事が発注されておるという関係で、電力会社の従事者が発注されておるところでございまして、その工場が発注される方の被曝が相当ふえておることが事実でございます。そのような観点から、私どもいたしましては、この従業者の被曝線量ができるだけ低い方が望ましいということをございますので、常々電力会社、事業者を通じましてその低減化等につきまして指導しておるところでございます。

○牧村政府委員 お答えいたしました。

私が、御指摘の点についての実情等につきまして先に御答弁させていただきます。

御存じのよう、先般科学技術庁で、規制法に基づきまして原子力発電所の従事者の被曝線量につきましての統計を従来からとつておるわけございますが、それの集計したもので三ヵ年にわたりまして発表したわけでございます。それ

につきましては、何よりも安全第一ということ目標でござりますので、いわゆる従業員の被曝といたような問題につきましても、かねてから万全を期しまして、なるべくその被曝が少ないようにならいろいろ考えておるところでございます。発電所があつましたりあるいは修理があつまして、本来の社員でないいろいろ臨時的な雇用者もふえてまいりますので、いわゆる被曝を記録します登録制をつくりまして、そして累積した被曝量が危険値に達しないように極力努めているわけでござります。

○上田委員 被曝者といいますか、そういう方々は、原子力発電所の所員よりも圧倒的部分が下請

会社で働く労働者であるという実態にあるわけであります。そのことを長官なり局長なりもお認めになるというように思うわけであります。そういう実態であるということをまず頭に入れていただきたい。

原子力発電所の清掃等を全国的に引き受けて君成長したところのビル代行という株式会社があるようでございますが、この会社などは最も汚染度の高い部署に送り込む日雇い労働者の手配をやっているわけであります。昭和四十五年十一月に、この会社は敦賀原発で日雇い作業員の被曝事故を起こしておるわけでありまして、敦賀市会やあるいは国会でも科技特でも問題になつたわけであります。その後も依然として無軌道で悪質なやり方で日雇い労働者を集めているという実態があるわけでございます。

形だけで國民は納得できない、このように思いましたので、いま私が申し上げた諸点について、長官を初め各担当の局長さんの明確なお答えをいただきます。質問を終わりたい、このように思いました。

○牧村政府委員 放射線の被曝の許容値の問題でございますけれども、これは世界的にも認められております国際機関でございますICRPの勧告に基いて、各国ともその数値を基準にして法令等で定めておるわけございます。

そこで、ただ、放射線下におきましていろいろな原子力発電所等で作業をする従事者と、それから原子力施設の周辺の一般住民の方と、これを全く同じにすべきであるということは非常に問題があるうかと思います。

しかしながら、従事者の方が受ける線量を可能な限り科学技術的にも、あるいは管理上におきましても低減化し、放射線の障害を可能な限り少なくてする努力をすべきであるということは御指摘のとおりであらうかと存じております。

そういうような点に関しまして、すでに発電所におきましてもいろいろな技術開発を進め、放射線下の作業におきまして遠隔化の作業をするとか、遮蔽を合理的に設けて被曝を受けないように作業する、あるいは冷却水の純度を高めまして、それで炉内の放射線の量を減らすというようないろいろな対策もとりかけております。今後そういうような努力を着実に進めさせたい、かように考へるわけでございます。

また、電力会社等におきましては、法令で定められました五レムの許容値というものにつきまして、事前に労使でいろいろ話し合われまして、年間三レムぐらいにおさめようという話し合いも進められて、その範囲内で管理されているところもあるやに聞いておりますが、これは労使の話し合

いとして私どもができるだけ尊重してまいりましたい、かようと考えております。

なお、私どもいたしましては、先生御指摘の特に下請の方々の被曝線量のできるだけの低減化を図る、あるいは二重登録をして知らぬ間に余分に受けるというようなことを防止するために、全

国的な組織いたしまして、従業者の被曝の登録制度を整備させた次第でございまして、今後は渡り鳥的に働く方も過去の実績を十分つかまえられるよういたしまして、年間の許容値、あるいは三ヵ月三レムという許容値もあるわけでございますが、そういうようなものがゆめオーバーしないような管理ができるような制度として、逐次整備してまいりたいというふうに考える次第でござります。

○熊谷国務大臣 ただいまいろいろ申し上げたとおりでございますが、この上ともより適切な具体的措置をとりまして、遺憾のないように期してまいりたい、このように考えております。

○林部説明員 労働衛生課長でございます。

ただいま科学技術庁の方からお答えがございましたので、私の方いたしましては、職域での放射線の被曝についての監督行政をやっている立場でございますので、御趣旨を体しまして、労働者ができるだけ有害な電離放射線の被曝を受けないよう、監督を強化してまいりたいというふうに考えております。

○始閑委員長 午後一時三十分から委員会を開くこととし、この際、暫時休憩いたします。

午後零時四十七分休憩

○始閑委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

○鈴切委員 法案の内容につきましては過日同僚議員が触れましたので、私はそれ以外の問題につ

いて、政府の見解をお聞きしておきたいと思いま

す。ギー問題について質疑がございましたけれども、私がきょう皆様方に聞きたいために、長期エネルギー需給暫定見通しに関連いたしまして、アメリカのエネルギー戦略との関係を少しお聞きした

い、このように思うわけであります。

初めに、わが国の石油輸入国でありますサウジアラビアにわが国が石油をどの程度依存をしておるか、それについて概略御説明願いたいと思いま

す。

○小林説明員 お答え申し上げます。

一九七六年度の数字でございますけれども、日本の原油輸入量は全部で二億七千五百万キロリットルでございましたけれども、サウジアラビアからはその三一%に当たる数字、ここにちょっと数字自身が出ておりませんけれども、約八千万キロリットル程度を輸入しております。

○鈴切委員 大体昭和四十六年ごろから四十七年、四十八年、四十九年、五十年、そして先ほどお話をありました三一%というふうに言われてきましたけれども、どういうふうな傾向をたどつておりますけれども、どういうふうな傾向をたどつております。

○小林説明員 ここに逐年の数字を持ち合わせておりますけれども、サウジアラビアからの輸入量は漸増傾向にあるというふうに理解しております。

○鈴切委員 サウジアラビアからの石油の輸入は年々ふえているということではありますけれども、それと比較してアメリカの方は最近どういうふうになつてしまふでしょうか。私の資料によりますと、サウジアラビアへの依存度が大変に高まって

いるということありますけれども、その傾向について御説明願います。

○小林説明員 御案内とおり、最近アメリカの石油の輸入量は非常にふえておりますけれども、その中におけるサウジアラビアからの輸入のウエートというのが手元に数字がございませんけれども

も、全体といたしまして石油の輸入量は、アメリカの場合、一九七三年の一日当たり五百六十万バレルから七年には七百万バレル、それからさらに昨年には八百万バレル以上にふえているという状況でございます。

○鈴切委員 いま御答弁がございましたけれども、一九七三年のサウジアラビアに対するところの依存度は平均値大体一一・八%であったのが一九七七年においては一月から五月の平均値が一八・一%、すなわち六・三ポイントも増加しているのですが、その点については間違いございませんか。

○鈴切委員 いま御答弁がございましたけれども、一九七三年のサウジアラビアに対するところの依存度は平均値大体一一・八%であったのが一九七七年においては一月から五月の平均値が一八・一%、すなわち六・三ポイントも増加しているのですが、その点については間違いございませんか。

○鈴切委員 手元に数字がございませんが、漸増傾向に間違いございませんので、そういうふうに承知しております。

○鈴切委員 そうなりますと、わが国の石油輸入先であるところのサウジアラビアに対しても、わが国においても年々ふえている、それからそれと同時に、アメリカにおいても最近サウジアラビアへ

の依存を大変に強めているということになります。と、サウジアラビアからの輸入に対するアメリカと日本との競合関係についてほどのように見ておられましようか。

○小林説明員 大変むずかしい御質問でございますけれども、わが国といたしましては、将来に向かっての石油の輸入といふものにつきまして、基本的に供給源の多角化ということを一つの大きな方向として考えておりまして、先生いま御指摘のありました競合といふようなことが大きな問題になりましたように、互いに石油に対する依存度と

いうものをできる限り低減をするという方向で努力をしてまいりたいという考え方でございます。

○鈴切委員 競合しないように努力してまいりました競合といふようなことが大きな問題になりましたように、互いに石油に対する依存度と

いうお話をありますけれども、少なくとも日本において毎年におけるところのサウジアラビアからの依存度という問題と、それからアメリカがサウジアラビアに対してもやはり依存度を強めているという問題になれば、しょせんはこれから両国がサウジアラビアを一つの輸入国として

競合関係が出てくることは間違いない事実であるわけです。それに対して競合しないようにというふうにお話がありますけれども、それじゃサウジアラビアに対するところの輸入というものに対しても、これから減らしていくというお考へなんでしょうか。

それと同時に、長期エネルギー需給暫定見通しの六十年度の石油輸入量、すなわち政府が考えておられますところの四億三千二百万キロリットルは、全体的に言つて果たして輸入が可能であるかどうか、その点についてはどうお考へでしょうか。

○小林説明員 先生御指摘のありましたようなサウジアラビアの今後の原油の生産動向にもかかわり合いのある問題かとも思いますけれども、基本的に消費国もしくは輸入国の立場として石油依存度低減を図らなければいけない、省エネルギーを図らなければいけないという方は先ほど申し上げたとおりでございますけれども、サウジアラビアにおいても、その増産といいますか、そういう方向で努力をしてもらえるような国際的な環境をつくっていくことがきわめて大事ではないかという感じがしております。

○鈴切委員 そうしますと、先ほどお話がありま

した六十年度の石油輸入量の四億三千二百万キロリットルといふものは、政府の方としては、輸入は可能である。このように判断をされておりますが。それとも輸入というものは非常にむずかしいのか。じゃないだろか、今後よほどの努力をしない限りは四億三千二百万キロリットルはむずかしい、このように判断されておるのですか。どちらでございましょうか。

○小林説明員 それからもう一つ、次にお聞きしたいわけありますけれども、アメリカは石油備蓄を戦略的にとらえて計画を進めてきておりますけれども、計画と実績はどういうふうな状態になつておるのか、そしてまたアメリカの石油備蓄は今後どのようにお見えになつておられましょうか。その点についてお聞かせします。

○小林説明員 最初の御質問でございますけれども、昭和六十年度の四億三千二百万キロリットルの確保については、所要の努力を前提にいたしましたけれども、可能であるというふうに考えておりま

す。

それから御質問の第一点でありますアメリカの戦略備蓄の動向につきましては、詳細な数字は手元にございませんけれども、最終的に十億バレル十億バレルといいますとおよそ一億六千万キロリットル、日本の現在の一年間に使用いたします

万キロリットルといふ数字でございますけれども、これにつきましては、昨年の八月、総合エネルギー調査会が指摘しましたとおり、中長期的に見て石油といふものは需給がタイトの方向に向かうということでございますので、相当の努力をしなければならない。その場合には、先ほど申し上げましたような供給源、輸出国を多角化するといふことと同時に、政府間、いわゆるGG取引といふものでございますけれども、あるいはDDであるとかあるいは自主開発原油の輸入量の増大でありますとか、いろいろな手段によりましてその供給額の安定を図るということが非常に大事になつてまいりうかというふうに考えております。

○鈴切委員 アメリカが国際収支の赤字増幅によるドルの流れであるというまで非難を受けています。確かに、戦略備蓄の増強に突き進むといふことにはそれなりの背景があると思いますけれども、政府としてはどのようにこれを分析されおりましょうか。

○鈴切委員 お伺いいたします。

○小林説明員 昨年十月にパリで開催されましたIEA、国際エネルギー機関は、IEA加盟国の一九八五年石油輸入量を一九七六年の約二千五百五十万バレルから二千六百万バレルと、年率約二・三%に抑えるとの合意事項を決定しております。一方わが国の

石油輸入量は、一九七六年度四百四十八万バレル、一九八五年度七百四十四万バレルであるから、年率七・三%も伸びていてことになります。

こうなったときに、サウジアラビアとの関係もさることながら、IEAとの関係においても、六十

年度石油輸入量の四億三千二百万キロリットルは

むずかしいのではないだろか、このように言わ

れておるわけありますけれども、その点、どう

お考えでしようか。

○小林説明員 いま先生がおっしゃいましたよう

に、昨年の十月にIEAは理事会を開きました。

一九八五年におきます加盟十九ヵ国石油輸入目

標といたしまして二千六百万バレル・ペー・デーのもので、今後の伸びといふものが約三割程度しか余裕がないわけでございます。ということになりますと、日本がその中において五割弱の伸びを実現するということとは可能であろうかと、いうことは必ずしもとつておりません。そこで、ヨーロッパ、北海における油田開発の本格化といふこともありますし、アメリカの場合にも現在生産が増加しつつあるところでありますけれども、アラスカの油田の石油が使えるような状態になる

と、日本がその中において五割弱の伸びを実現するわけでございますけれども、基本的にヨーロッパ、北海における油田開発の本格化といふこともありますし、アメリカの場合にも現在生産が増加しつつあるところでありますけれども、アラスカの油田の石油が使えるような状態になる

と、日本がその中において五割弱の伸びを実現するわけでございますけれども、ヨーロッパ、北海における油田開発の本格化といふこともありますし、アメリカの場合にも現在生産が増加しつつあるところでありますけれども、アラスカの油田の石油が使えるような状態になる

と、日本がその中において五割弱の伸びを実現するわけでございますけれども、ヨーロッパ、北海における油田開発の本格化といふこともありますし、アメリカの場合にも現在生産が増加しつつあるところでありますけれども、アラスカの油田の石油が使えるような状態になる

機を契機に七四年にできたものでございました二千六百万バレルという輸入目標のほかに、こういった輸入目標を達成するために、各国が以下に述べます十二の原則に従って行動するようなどとありますけれども、先ほど先生の御指摘のありました十二の原則といふは、節約でございますとか積極的な開発の問題あるいは石油使用の段階的な転換でござりますとか、それから代替エネルギーのR.AND.D、研究開発を強化するとか、十二の原則といふものを打ち立てたわけでございますけれども、この十二の原則につきましても、先ほどの二千六百万バレル・バー・デーという輸入目標と同様に、いわゆるリーガルコメントメントということではない、ボリュームカルディターミネーションというような表現でござりますけれども、ということで性格づけておりまして、そういう意味で、各國の政府がこういった輸入目標でありますとか、あるいは十二の原則でありますとか、こういったものに沿って行動するようになりますけれども、それ以上のものではないというふうに理解しております。ただし、先ほど先生がおっしゃいましたようなこの十二の原則あるいは二千六百万バレルというものを軽視せよということではなくて、この方向に沿つて最大限の努力をすべきものであるというふうに理解しております。

○鈴切委員 いまあなたがおっしゃったように、十二項目の原則でありますけれども、開発という問題については、わが国で資源があるわけではありませんので、なかなか開発はできないでしようと申し、省エネルギーという問題は、わが国の今後のエネルギー政策の中ではやはり重要な柱になつてくるわけであります。転換という問題についてもなかなか思うようにいかない。こういう状態の中において、輸入目標については、これから抑えていくこう、こういうふうな考え方にしてIEAの

加盟国の方々、十九ヵ国が合意されたわけでありますけれども、そういうことから考えますと、日本の場合においては、この輸入目標というものを現在の年率の伸びでいいのであるが、あるいはもっと少なくしなければならないのか、その点についてはどうお考へなんでしょうか。

○小林説明員 大変むずかしい御質問であるかと思ひますけれども、わが国の場合に、基本的に、昭和六十年度において四億三千二百万キロリットルの輸入石油が必要であるという数字が出てまいりました前提がございまして、これは昭和五十年代を通じまして六%強の安定成長が国民福祉の増進のために必須であるという前提に立つて考えておりますので、私どもいたしましては、そういったI.E.A.の共通の行動目標といいますか、こういったものと、それからわが国の経済の成長あるいは国民福祉の増進という大きな目標というものをバランスして考えなければいけませんので、I.E.A.の方だけ向いて政策を考えていけば足りるということにはどうしてもならないかというふうにわれわれは考えております。

したがいまして、もちろん経済の動向によつて輸入石油の動向は変わってまいりますので、四億三千二百万というのが必ず入るか入らないかということになりますと、いろいろ議論はあるかと思ひますけれども、基本的に成長の前提としてエネルギーが必要でございまして、石油以外の代替エネルギーを調達いたしましても、石油にやはり三千万キロリットルは依存しなければいけないというのが実態であるかと思ひますので、まあどの辺はI.E.A.とのバランスをとつて政策を推進をしてまいるべきだらうというふうに考えておりました。す。

は省エネルギー率一〇・八%を達成した場合の数値である、このように私理解をいたしております。ところで、五十年の八月に策定されました六十年度目標とした長期エネルギー需給計画では、九・四%の省エネルギー率を想定しておつたけれども、現在は五・五%程度の省エネルギー率しか見込めないという状況に変わってきたわけであります。そうなった場合におきまして、四億三千二百万キロリットルという六十年度の石油輸入量のこの数値というものを尊重したときに、今後省エネルギー政策を具体的にどのようにお進めになるかお考えでしようか。

○小林説明員 省エネルギーにつきましては、昨年八月末に策定されました長期エネルギー需給計画見通しにおきまして、一〇・八%の省エネルギーを昭和六十年度段階で実現すべしということを言つておりますけれども、政府といたしましては、従来から、熱管理法の運用による工場等における燃料の有効利用ということ、あるいは省エネルギー型設備の導入促進ということを図つてきておりまして、かつ、内閣に省エネルギー・省資源対策推進会議といふものを設けまして、省エネルギー促進のための各種の広報活動を積極的にやっているわけでございますけれども、昭和六十年度におけるエネルギーの需給バランスのために省エネルギーを一層進めていかなければいけないわざでござりますけれども、その場合に、現在おこなわれておこなわれるのは、五十三年度において省エネルギー分野といたしまして、たとえば一般家庭に対する省エネルギーにつきましては、情報掲示板の設置の一段の強化を図るために、エネルギー効率使用を促進するための措置を盛り込んだエネルギー使用合理化に関する法律案、これは仮の名前になりますが、法律事項になかなかない省エネルギー率を使用するに、こういう省エネルギーをやりました場合にどういうふうにどのくらいの節約になり

○鈴切委員 国民一人当たりのエネルギーの消費量を世界各国の状況から比べてみると、大体日本においてはアメリカの約三分の一、ヨーロッパ諸国の大体七割から八割程度になつていて、いうふうに私は判断しているわけでありますけれども、そういうような状態で、かなり日本の国においては低い消費率であるわけでありますけれども、それをさりにまた下げるということが果たして可能であるかどうか。四億三千二百万キロリットルの中にあって省エネルギー率一〇・八%を達成をするという目標に向かつて今後いろいろやるべきでありますけれども、大変に消費量の小さい日本の国においてはそういうことが果たして可能であるかどうかという問題については、どういうふうにお考えになりますか。

○小林説明員 いま先生おっしゃいましたとおり、確かに一人当たりのエネルギー消費量といふものを国際比較をいたしましたと、日本の場合にアメリカのそれの四割程度であるとか、あるいは西欧諸国の中、八割程度であるとかいう実態があるかと思います。ただ、実際問題として、世界のエネルギー問題を解決するために各国においてできる限りの努力をするというのが前提にならうかと思いますので、わが国におきましても、単に国際比較の観点からだけではなくて、省エネルギーにつきましては應分の努力をすべきであると考えておりますし、その場合に家庭用のエネルギーも省エネルギーの対象としてしかるべきではないかと、いうふうに考えております。

いたします。

原子力の開発利用長期計画では、当初昭和六十一年度においては六千万キロワットを予定し、その後の見直しでは四千九百万キロワットとし、さらに現在では三千三百万キロワットに変更したようありますけれども、果たしてこれが達成できるかという問題でありますか、どうお考えでしょうか。

○山野政府委員 御指摘のとおりただいまの原子力開発利用長期計画におきましては六十年度六千キロワットという開発目標を掲げておるわけでございまして、これにつきましては、現在原子力委員会におきまして新しい観点から長期見通しといふものを策定しておる段階でございます。

一方、昨年の総合エネルギー対策推進閣僚會議に通産省の方から報告されました長期エネルギー需給の暫定見通しによりますれば、昭和六十年度の原子力発電規模といふものを対策を促進しましたが、昨年三月三百五十キロワットといふケースにつきまして三千三百万キロワットといふように見込んでおるわけでございまして、私どもこの三千三百万キロワットといふものを現在努力目標といいたしまして銳意努力をしておるわけでございます。

御承知のとおり、現在すでに運転に入っているもの並びに計画中あるいは建設中といったふうなものを含めますと二千三百万キロワット強もうすでにありますわけでございまして、今後この目標との差約一千五百キロワット強のものにつきまして銳意努力をする必要があるわけでございます。

基本的には、この原発の立地促進の一一番の隘路になつておるものと申しますのは、原子力発電に対する安全性について的一般の不安といふものが一番大きな問題ではなかろうかと思つております。できるだけ原子力発電の必要性あるいは安全性といたつたふうなものにつきまして普及啓発活動もいたしておるわけでございます。また一方、この目標を達成します具体的な施策としまして、関係省庁間でより連絡を密にいたしまして、許認可事務

の合理化等必要な措置を講ずるとか、あるいは積

極的に原発立地府県に出向いてまいりまして中央と地方の連絡を図るとか、各種の施策を講じましてこの目標の達成に努力をしておる、このようない状況にあるわけでございます。

○鈴切委員 当初六十年度においては六千万キロワット、そして見直して四千九百万キロワット、そして現在では三千三百万キロワットというよう

に変更したわけでありますけれども、これが達成できない場合、エネルギーの供給といふものはどう

ういうもので補おうとされておりましようか。

○小林説明員 原子力の開発目標の昭和六十年度の数字三千三百万といふことでござりますけれども、この数字につきまして現在のところ立地地点ご

との対策あるいはその他の安全面の対策等いろいろやつておるわけでございまして、基本的に六十年度の対策促進ケースの三千三百万といふ数字を達成する方向で考えております。

○鈴切委員 それは努力目標だと私は思うのですが、もし達成できない場合にあつては、やはり石油に頼らなくちゃならぬじゃないかと私は思うの

ですが、その点はどうお考えでしょうか。

○小林説明員 各国がこういうエネルギーのプログラムを持つておるわけでござりますけれども、そういう場合には、代替エネルギーの代表であります原子力あるいはその他の代替エネルギーの開発が目標どおり進まない場合に石油の輸入に戻ってくるということをIEAの中ではフォールバッ

クポジションというようなことで呼んでおりますけれども、きわめてこれを歓迎しない雰囲気でござります。したがいまして、わが国の場合に、この長期エネルギー需給暫定見通しはあくまでも政

府がこれを一つの努力目標の基礎データにしておるということでございますので、結果としては石油が数字があふるという可能性が絶無ではないわけでございますけれども、そういうたとえども、その点についではどうお考えでしょうか。

○熊谷國務大臣 原子力発電所の問題でございますが、これは先ほどからだんだんお話をありますとおりでございまして、その目標を達成することには非常に困難でありますとともに、何としてもこれを達成しなければならぬという大きな必要もありますが、これは先ほどからだんだんお話をありますとおりでございまして、その目標を達成することには非常に困難でありますとともに、何としてもこれを達成しなければならぬという大きな必要もありますが、強いて大きく分けて考えますと、やはり何と

ますと、その辺、よほど緻密な配慮をいたしま

に諸般の代替エネルギー開発が進まない場合にど

うなるかというのを一つのシナリオとして示してございまして、その場合には、原子力発電所の導入がきわめて小規模に終わつた場合、あるいは海外炭

が三千三百万までいかない場合、あるいはLNGの導入が所定の目標のレベルにまで達しなかつた場合には、石油の輸入量が五億キロワット、そして見直して四千九百万キロワット、

そして現在では三千三百万キロワットというよう

に変更したわけでありますけれども、これが達成できない場合、エネルギーの供給といふものはどう

ういうもので補おうとされておりましようか。

○鈴切委員 先ほど計画のおくれについての原因については安全性の問題があるというふうに言わ

れてありますけれども、安全性の問題が解

決されていないということはやはり地元の住民の方々の合意が得られないわけであります。そういう意味から言いますと、まず立地条件とかあるい

は魚と温水、放射能あるいは環境問題等を含めまして、そういう安全性といふものがやはり一番大き

い問題になつてきているわけであります。原子力基本法第二条によれば自主、民主、公開といふ原則がうたわれているわけでありますので、こ

の問題について、もっと原子力基本法に戻つて、そして公開をしていく、あるいは自主、民主の原則に立つていかなければ、安全性の問題といふものは地元の住民の方々になかなか理解が得られないのではないかと思ふのであります。それで公開をして、それも決して無視することはできないと考え

ます。ただ一面、われわれが今まで立地に多少関係いたしましてその現状を見ました場合に、原

子力発電所に対する反対にはいろいろあります

と考へておるわけであります。

そこで、一、二考へを申し上げますと、いま先生がお話しになりましたように原子力発電所の推進には何といっても安全第一であります。この

安全性的一層の推進を図る、そして少しでもより広く、強く、国民または地元の皆様の御信頼が増すように努めてまいらねばならぬ、これが第一で

ございます。

その次に、大きな問題の一つといいたしまして、地元の問題ということがあるわけでござります。

反対ということがそういう具体的な形になつてあらわれてきてるわけであります。ただ一面、われわれが今まで立地に多少

対して御理解を得なければならぬということにな

りますと、その辺、よほど緻密な配慮をいたしま

して考へてまいらねばならぬ。先ほどお話があり

ました自主、公開、民主の原則で、公開しなけれ

ばならぬといふことでも一つの御識見であります

ります。ただし、これも決して無視することはできません。それからもう一つは、原子力に対しても一つ、反対のために反対しなければならぬ

という考え方もないではありません。それからもう一つは、原子力に対しても十分理解が乏しい、そ

のためには不安や疑念の結果、反対に回られる、こういう種類の反対もあると考へておるわけであります。

どの反対に対しましても、手段を尽くしまして

御納得していただきよう、御理解していただきよう

にやられなればなりませんが、まず第一に、よくわか

らない、いろいろ疑念がある、そういう面からい

たします消極的なそういう住民の態度に対しまし

ては、現実の対応として、われわれ政府としまし

てももと反省し、考へてまいらねばならぬと思

つております。

と申しますことは、これは私自身の経験あるい

は私自身の問題になるかもしませんが、私ども

それから、需給暫定見通しの場合に、六十年度

〔委員長退席、村田委員長代理着席〕

これに關しましては、エネルギー庁ないし通産省におきまして特にいろいろ御配慮になつておるわけあります。しかし、われわれといつてしましても、原

子力の平和利用の推進という意味からひとつでき得る限りいろんな方策を立ててまいらねばならぬ

おきまして原子力を受け入れていただいております。また、各地点におきまして同じく市町村が原子力発電所を受け入れてもらつてゐるわけであります。細かい話でございますが、受け入れていただいておりましても、なおかついろいろな問題についてさらに十分そこに合意に達しないといふ面も、現在いろいろ合わせますと少なからずあるわけでございまして、まずその辺の理解をもつとしつかり深め合つて、お互にいろいろなそういう不満やなにがないように、せつかく受け入れていただいている地元の県や市町村と政府との間にそういうすぎがないようにしていく。そうして本当に地元の府県や市町村が政府の方針を一層強く理解していただきよう。そういう仕組みにしてまいりますならば、そういう府県や市町村の御理解、御努力がおのずからそういう反対をさらに弱めるといいますか、理解を広めていたたくといいますか、そういうあいになつていく、これは非常に大きな問題であると考えまして、科学技術庁ではそういうことも考えていいわけであります。

にブレークがかかり、現在アメリカの原子力政策に直接影響を受けておりますところの日本の原子弹政策といふものが今後どういうふうになつていくかということについては大変問題があろうかと思ひますけれども、その点についてはどう御判断されたいましょうか。

力燃料の問題でありますけれども、たとえば具体的に申し上げますと、濃縮問題とかあるいは再処理問題とか、ブルトニウムの利用の問題とか、一つこれららの問題にも影響が出てくるのじゃないないだろうか、このように心配をされておりますけれども、それに対してはどう対処されましょうか。

がなされない限りは国民の合意がなかなか得られないわけであります。こういうふうな一連の問題についてはどのようにお考えでしようか。

○牧村政府委員 御指摘の事故・故障の一覧でございますが、これは原子炉等規制法に基づきまして、原子炉設置者に対して報告義務を課しておる

わが国も、現在年間一千億以上の国費を投入しまして原子力関係の研究開発というものを進めておるわけでございますが、このうち相当部分を燃科ナ（ウラン）へこづれ、大政問題等へこづれ

なお、最後の御指摘の美浜一号炉につきましては、運転中に核燃料が破損いたしまして、停止した段階におきまして燃料を交換する際に、分解し

り、原子力の平和利用というものが逆に損なわれてしまうというふうなことがあってもこれは困る問題でござりますので、現在、原子力の平和利用の推進という問題と核不拡散の強化という問題との調和点を求める国際的な努力というものがいろいろ行われておるわけでございまして、先ほど先生がおっしゃいました米国の核不拡散法等を中心とした核不拡散強化の動きがわが国にいかなる影響を与えるかという問題につきましては、この国際的な努力との絡みにおきまして今後決定される問題と想いますけれども、いずれにしましても、私どもはそういう外圧によりましてわが国の平和利用といふものが不当に阻害されないようにして、こうことを第一義として対応してまいりたいというふうに考えております。

○鎌切委員 ここで、おたくの方からいただいた原子力ボケットブックの二百四十四ページに「日本原子炉施設の主要事故・故障」の一覧表というのがありますけれども、「主要」というわけでございまして、当然「主要」以外のものがあるわけですが、その件数と内容というものはどうなつておりますでしょうか。たとえば昭和五十三年二月十五日付の官報資料版に美浜原子力発電所一号炉のことが書かれておったわけでありますけれども、この問題についても三年間報告をされないでいたということでありますけれども、これはどういうことなのか。これ自体が電力会社の体质といふものではないかと、うふうに非難も集まつておりますし、こういうような問題を公開しあるいは報告をする、また検査をするというようなことは

ましたものか 炉内に一部燃料体等が残存する  
それから取り出したもの等につきまして破損が見  
つかったたということをございますが、この事故につ  
つきましては、当初電力会社の方は燃料の交換時  
に起きたものというような判断でいろいろ考えて  
おったようでござります。しかも、その事故につ  
きましての報告がきわめておくれておりますして、  
国会等でも指摘を受けまして調査したところがそ  
ういう事故があつたというようなことで非常に問  
題になつたものでございますが、現在この美浜一  
号炉の事故の原因等につきましては、原子力研究  
所等の協力も得まして大体解明が終わつたわけで  
ござりますけれども、なお燃料の破損当時に炉内  
に分散いたしました燃料体の確認、どこにどのく  
らい姑散されたか、その回収等をしておるわけ  
でございますが、その状況等をさらに調査をして  
おるという段階でございます。この事故が発生し

○鎌切委員 やはり原子力問題を論ずるについて  
は、アメリカの原子力政策というものを度外視し  
ては語れないと思うわけであります。カーター・  
アメリカ大統領の原子力政策というのにはやはり  
日本の中もかなりそれに左右されるわけであり  
ますけれども、特に最近は核兵器防止法も成立を  
いたしました。それによつて世界の原子力の開発

○鈴切委員　日本の平和利用であるところの原子  
　　利用というものが不當に阻害されないよう<sup>に</sup>とい  
　　うことを第一義として対応してまいりたいとい  
　　ふうに考えております。

号炉のことが書かれておったわけでありますけれども、この問題についても三年間報告をされないでいたということでありますけれども、これはどういうことなのか。これ自体が電力会社の体质といふものではないかと、いうふうに非難も集まつておりますし、こういうような問題を公開しはあるいは報告をする、また検査をするというようなことがあります。

号炉の事故の原因等につきましては、原子力研究所等の協力を得まして大体解明が終わったわけでございますけれども、なお燃料の破損当時に炉内に分散いたしました燃料体の確認、どこにどのくらい拡散されたか、その回収等をしておるわけでございますが、その状況等をさらに調査をしておるという段階でございます。この事故が発生し

たが、核の不拡散としないものの強化を図る努力をしてしまうというふうなことがあってもこれは困る問題でございますので、現在、原子力の平和利用の推進という問題と核不拡散の強化という問題との調和点を求める国際的な努力といふものがいろいろ行われておるわけでございまして、先ほど先生がおっしゃいました米国の核不拡散法等を中心とした核不拡散強化の動きがわが国にいかなる影響を及ぼすかという問題につきましては、二つ四

料等ハイタルにしての核不拡散問題としあものに  
向けて投下しておるという状況にござります。  
○鎌切委員 ここで、おたくの方からいただいた  
原子力ポケットブックの二百四十四ページに「日本  
の原子炉施設の主要事故・故障」の一覧表とい  
うのがありますけれども、「主要」というわけでござ  
りますので、当然「主要」以外のものがあるわ  
けであります、その件数と内容というものはほど  
うなつておりましょうか。たとえば昭和五十三年三  
月一日十五時四十分を以て二回目まで、二回目まで

ましたものか、炉内に一部燃料供給が残存する  
それから取り出したもの等につきまして破損が見  
つかったということをございますが、この事故に  
つきましては、当初電力会社の方は燃料の交換時  
に起きたものというような判断でいろいろ考えて  
おつたようですがございます。しかも、その事故に  
つきましての報告がきわめておくれておりますし、  
国会等でも指摘を受けまして調査したところがそ  
ういう事故があつたというようなことで非常に問  
題にこなづけられました。(略)

政策というものの支持する立場にあるわけでござります。

わが国も、現在年間一千億以上の国費を投入しまして原子力関係の研究開発といふものを進めておるわけでございますが、このうち相当部分を燃

なお、最後の御指摘の美浜一号炉につきましては、運転中に核燃料が破損いたしまして、停止した段階におきまして燃料を交換する際に、分解し

○山野政府委員 米国の原子力利用の政策、特に  
カーター大統領になりましてからの新政策でござりますが、これは基調としましては、原子力平和利用を進めながらも核の不拡散を強化してまいろうというのがその政策の基調になっておるわけでございますが、これは何も米国に限ったわけではございませんで、昨今の原子力開発利用の非常な進展に対応しまして、世界的に平和利用を図る一方、核の不拡散を強化しようという動きがあるわけでございまして、米国もその一環としてこのよくなうな新政策を打ち出しておるわけでございます。日本としましても、もちろんこの核の不拡散でございう問題には基本的に賛成しておるわけでござい

○山野政府委員 ただいま申し上げました核の不拡散という観点から原子力平和利用をながめました場合に、一番問題になりますのが御指摘の燃料サイクル問題でございまして、これは燃料サイクルの各段にわたりまして核の不拡散を強化する施策を講ずる必要があるということをございまして、先ほど私、この不拡散と原子力平和利用の調和点を求める国際的努力という表現をいたしましたが、これはまさに燃料サイクルにつきましてそのような努力をいたしておるわけでございまして、現在世界の約四十カ国が参加しまして、核燃料サイクルについての評価というものをいたしております。

ものを記載したものでございますが、現在におきましては、そのような軽微なものにつきましても報告を受けるよういたしておるわけでございます。それにつきましては、時期的に集計いたしまして公表する、あるいはその都度公表するような努力をしている次第でございます。

このボケットブックに書いてございます以外にどういうものがあるかという御指摘でございますが、非常に軽微なものでございまして、その件数もそれほど多いものではございません。たとえば五十一年度では、約三件がバルブ等の故障によりまして原子炉が自動的に停止したというふうなケースでございます。

一六

ましてから、通産省並びに科学技術庁におきましては電力会社の安全管理に対する考え方の不十分さを指摘いたしまして、監督命令によりまして現在、炉を停止させております。したがいまして、この原因究明はほぼ終わっておりますけれども、炉内に拡散された燃料等の処置——処置と申しますが、燃料体がどこにどのくらい分散されたか、どのくらい回収されたかというような最終的な結論の出るのを待ちまして、今後この炉を再開するかどうかを慎重に検討した上で対策を講じていきたい、かように考えておるものでございます。

○鎌切委員 ちょっと観点が違いますけれども、原子力発電所使用済み核燃料再処理工場あるいは核燃料加工施設などの原子力施設の核物質防護対策は現状どのようになっておりますか。過日、成田空港の管制塔が開港を目前にして過激派に襲撃されたことにより、もしも原子力発電所の管制室が同じように襲われでもしたら大変になるということで関係者は心配しておりますけれども、現状の核物質防護対策で万全であるかどうかというごとにについては大変に疑問であるというふうに言われておりますが、その点はどうでしょうか。

○牧村政府委員 原子力発電所等核物質を扱つております施設の盗難防止あるいは不法侵入による破壊等につきましては、きわめて重要な問題であるという認識のもとに従来からこの対策をとつてまいりましたところがございます。

大体の考え方を申し上げますと、事業者につきましてはできるだけ出入管理を徹底するというこ<sup>ト</sup>と、それから不法侵入等を防止するための防護施設の整備をするということを事業者に行わせておるところでございます。原子力発電所あるいは再処理施設というようなものは幸いにいたしまして堅固なコンクリートの壁で囲われておるわけでございまし、放射線の安全管理とというような面との兼ね合いまざいまして、出入り口というのは比較的嚴重に、だれでもが入れるようになつていませんけれども、そのような観点

を加味しつつ、一義的には事業者が自分の敷地内の防護をするということを考えたるわけでござります。万々一暴徒等が侵入を試みます場合に、一義的にその防護で時間をかせいで、できるだけ構内に入らないようにした上で、連絡網を整備しておきまして、警備当局に排除していただく、こういうような考え方で核物質の防護対策を現在立ておりまして、日本におきます防護対策というものは、国際的に定められております、原子力国際機関で出してあります勧告のレベルをほぼ満足しております段階に来ておると考えております。

しかしながら、先般の成田等におきますの事象を考えますと、その反省に立ちまして今後さらに十分な防護体制をとる必要があるものと考え、現在科学技術庁並びに原子力委員会におきましてもその対策強化の検討をさらに進めるということでお作業を開始したところでございます。

なお、航空管制室のコントロールルームが破壊されるような事態が起こった場合、原子炉の場合はどうかということをございますが、原子炉にも運転管理をいたしますコントロールルームがございますが、これが仮に無作為に破壊されましても、原子炉の場合にはすべて安全の方のサイドに働きまして、原子炉は自動的に停止するような装置になつておりますので、直ちに原子炉に異常な現象が起こるということはないものと考えております。

○鈴切委員 今回の成田空港におきましては、一万三千人からの警官に守られておったわけでありますけれども、実際には安全でなかつたわけでありまして、そういう意味から言いますと、やはりより以上、これらの施設に対するところの安全管理という問題は非常に大切であろうかと思うわけあります。ですが、先ほどあなたがおっしゃつたように、非常に強固なコントロールパネルが壊されたとしても、炉は急停止する、こういうようなお話をありましたけれども、さらに安全確保のためには、制御系統を二重にして、別なところでもコントロールできるような方法というのも考えられ

○牧村政府委員 現在の原子力発電所は、先生御指摘のよう、一ヵ所のコントロールルームだけで炉が制御されるわけではございませんで、通常、他の場所におきましても原子炉が停止し得るような仕組みになつておるわけでございます。

それから、これから検討しなければならない事項につきましては、まず私どもといたしましては、昨年度でござりますけれども、原子力委員会の下部機関として核物質防護専門部会というのを設けておるわけでございますが、そこが鋭意核物質防護につきまして、わが国の国情に合わせた核物質防護の方法についての一次の報告書を出しておりますわけでござります。

〔村田委員長代理退席、岩垂委員長代理着席〕

そこで、先ほどちょっと御説明いたしました各施設ごとの重要度によります核防護の大体の水準を決めたわけでございますが、それだけではなお不十分であるということ、政府のとるべき方策として、まず法制面の整備並びに緊急時等の対応体制の整備、それから核物質防護を行いますときに、そういうような警備だけではなくて、科学技術的な手法も大いに活用する必要がございますので、研究開発を推進せよということ。それから四番目として、こういうような核物質防護といいますのは、わが国の場合に核燃料はすべて国外から供給を受けておりまして、わが国の防護の体制としては関係各省と協議しつゝ、この四つの問題について検討を進めておるということをございまして、その上に、先般來の成田の事故を踏まえまして、さらに必要があれば強化をしたいというふう定が現在議論されております。

こういうような国際協力の推進というような四つの点を指摘されておりまして、現在私どもの方では関係各省と協議しつゝ、この四つの問題について検討を進めておるということをございまして、その上に、先般來の成田の事故を踏まえまして、さらに必要があれば強化をしたいというふうな考

なことでおる次第でございます。  
○鈴切委員　まことに申しわけありません。実は  
私に与えられた時間が大変に短いものですから、地  
震についてかなり御質問する形にならうかと思ひます。  
本日は大変に各省から、たとえば文部省、通産省  
あるいは運輸省、建設省、自治省、総理府、こう  
いう関係の方々が地震予知のことにつきまして来  
ておられるわけでござりますけれども、当初予定  
をしておりました地震の質問から大分カットをし  
なければならぬような状態になりましたので、  
場合によつては質問が行かないような省があろう  
かと思いますが、地震の問題は、大変に各省にま  
たがつておる問題だけに、どの省は来てもらわな  
ければならないかということについては、なかなか  
か判断しにくい点がございまして、来ていただき  
ましたけれども、その点はまず御了解をいただい  
て、質問に入りたいと存ります。  
今回、大規模地震対策特別措置法案が提出され  
たわけありますけれども、その経過と、それか  
ら法案が通ればどのようなメリットがあるか、そ  
れについて御質問を申し上げます。  
○城野説明員　御説明申し上げます。  
国土庁を中心といたしまして、政府関係省庁、  
大地震対策特別措置法というものを取りまとめた  
わけでございますが、この法律案は、地震の予知  
ということを前提といたしまして、予知情報をで  
きるだけ有効に生かしますために、あらかじめ地  
域を指定をいたしまして、その地域指定があつた  
地域につきましては、地震の防災強化計画をつく  
る、また一部の重要施設につきましては、民間の  
方々にも地震防災応急計画をつくつていただく。  
一方、地震予知情報を気象廳長官から内閣総理大  
臣に報告をしていただきまして、内閣総理大臣  
が、地震防災応急対策を緊急に講ずる必要がある  
という場合におきましては警戒宣言を出す。それ  
によって一斉に、あらかじめ定められました地震  
防災応急対策を講ずるということによりまして、

いきなり地震予知情報が出る場合の混乱を避け、かつ人命、財産をできるだけ救うようにしようとすることを主なねらいとした法案でございます。この法案につきましては、一昨年、東海大地震説というようなものが唱えられまして、かなり観測体制その他を整備したわけでございますが、防災の対応といたしまして、いざ地震の予知情報が出されたときに、防災側はどう対応するかというごとにに対する一つの回答として用意をしたものでございます。同一の趣旨を静岡県知事を中心としたまま全国の知事会におきましても形はやや異なりますけれども、同一趣旨の立法の要望等もございまして、政府部内で検討した結果、大規模地震対策特別措置法という形で今国会に提出をさせていただいたという経緯でございます。

○鈴切委員 現在の地震の予知技術の実情についておいて、その確立というものはどういうふうな状態であるか。また、長期的あるいは短期的予知ができるのかどうかといふことについては、國民の多くの方々はまだまだ疑問を持っているわけであります。そういうことにおいて、その確立というものはどういうふうな状態であるか。また、長期的あるいは短期的予知ができるのかどうかといふことは、気象局では大中小あるいは微小、極微小というとらえ方をしているわけであります。そういう点についてはどうぐらいための技術が進んでおるのか。あるいはまた、地震に対するところの基準については、気象局では大中小あるいは微小、極微小といつておられるのが、気象局の考え方からいいますと、大地震というのは、すなわち大規模地震と云ふことは少なくともマグニチュード七以上であります。そのふうに言われておるわけでありますけれども、そういうふうなマグニチュード七以上の場合は、少しだけ幾つであつたかとおきましては、少しだけマグニチュード八程度のことといふふうになつておるわけであります。実際には地震が起つて初めてマグニチュード六があつたかとおきましては、少しだけマグニチュード八程度のことといふふうになつておるわけであります。その問題についての関連はどうなつております。その問題についての関連はどうなつております。

○園山政府委員 御説明いたします。

御指摘のように、地震予知といふものについて現在どなたいう状況であるかということ是非常にむずかしい問題でございますけれども、地震といふことは御承知のように地殻の底で起りますが、観測でございますので、簡単に実験をするとかある

ことは理論と実際を対照するという機会もなかなか立された段階にあるということは申し上げられないと思うわけでございます。しかし、一昨年東海地方に大地震説というものが出来たわけでございまして、この東海地方における大地震といふのは、歴史的に見まして昔起きました大地震と一緒に、まだ駿河湾を中心とする地震のエネルギーが解放されてないということが学者の先生方の間で論議されまして、この駿河湾地震が起るならばマグニチュードが八とかいつた大きな地震になるであろうということがそもそもものきつかけであつたわけでございます。また駿河湾をはさみます地帯の測量の結果も、そういうエネルギーがたまつておることを示しておる、こういうことで、東海地方が最も危ないということが言われてきたものでございます。

したがいまして、長期的に見て、歴史的な地震の経過でござりますとかあるのは測量の繰り返し

といふようなことで、この地域に大地震が発生する可能性が強いということはわかるという方が地

震学者の先生方の御意見でございまして、そういうふた危ない地域に対しまして観測設備を十分に配

置いたまれば、その地震が起るとするならば少なくとも直前——学者の方々は数時間ないし一日、二日前というふうにおつしやつておられま

すが、その時点で、前兆現象をつかまえることが出来るということが、これは学者、専門家の方々全体のコンセンサスとして得られておるわけでござります。その中間の、いわゆる中期的な、たとえば一年前とか数カ月前に、何月何日ごろが危な

いという予知は大変むずかしいわけでございます

が、そのような関係で現在東海地域が非常に危な

い、そうしてそこにこれだけの観測網を整備しておけば必ずやその直前現象はつかまえることがで

きます。

はなかなかむずかしい問題である、このように理

解いたしております。

○鈴切委員 御説明いたします。

御指摘のように、地震予知といふものについて現在どなたいう状況であるかということ是非常にむずかしい問題でございますけれども、地震といふことは御承知のように地殻の底で起りますが、観測でございますので、簡単に実験をするとかある

ことは理論と実際を対照するという機会もなかなか立された段階にあるということは申し上げられないと思うわけでございます。しかし、一昨年東海地方に大地震説というものが出来たわけでございまして、この東海地方における大地震といふのは、歴史的に見まして昔起きました大地震と一緒に、まだ駿河湾を中心とする地震のエネルギーが

解放されてないということが学者の先生方の間で論議されまして、この駿河湾地震が起るならばマグニチュードが八とかいつた大きな地震になるであろうということがそもそもものきつかけであつたわけでございます。また駿河湾をはさみます地帯の測量の結果も、そういうエネルギーがたまつておることを示しておる、こういうことで、東海地方が最も危ないということが言われてきたものでございます。

したがいまして、長期的に見て、歴史的な地震の経過でござりますとかあるのは測量の繰り返し

といふようなことで、この地域に大地震が発生する可能性が強いということはわかるという方が地

震学者の先生方の御意見でございまして、そういう

ふた危ない地域に対しまして観測設備を十分に配

置いたまれば、その地震が起るとするならば

少なくとも直前——学者の方々は数時間ないし

一日、二日前というふうにおつしやつておられま

すが、その時点で、前兆現象をつかまえることが

出来るということが、これは学者、専門家の方々

全体のコンセンサスとして得られておるわけでござります。その中間の、いわゆる中期的な、たとえば一年前とか数カ月前に、何月何日ごろが危な

いという予知は大変むずかしいわけでござります

が、そのような関係で現在東海地域が非常に危な

い、そうしてそこにこれだけの観測網を整備しておけば必ずやその直前現象はつかまえることがで

きます。

はなかなかむずかしい問題である、このように理

解いたしております。

はなかなかむずかしい問題である、このように理

解いたしております。

はなかなかむずかしい問題である、このように理

解いたしております。

はなかなかむずかしい問題である、このように理

解いたしております。

はなかなかむずかしい問題である、このように理

解いたおります。

はなかなかむずかしい

きるようにして、地震による被害の軽減を図ることを目的としたものでありまして、自衛隊の地震一環として規定するに至ったものと理解しておるところでございます。

すがねぢ、地震防災派遣は広域かつ大規模な地震が発生するおそれがある場合に、地震防災応急対策を的確かつ迅速に実施するために自衛隊の支援が必要であると地震災害警戒本部長が認めて、そして防衛厅長官に派遣要請をしたときに、防衛厅長官の命令によって支援のための部隊等の派遣をすることができるというふうに規定したものでござります。

この場合に自衛隊は、あらかじめ作成されます。地震防災強化計画で定められております支援活動を行なうことになります。けれども、その具体的な内容につきましては、今後関係機関と調整して決められることになろうと思つております。  
なお、私どもが予想するところでは、自衛隊の実施する活動として考えられるものは、情報の収集でありますとかあるいは航空機による後方支援、水防の応急措置、航空機あるいは艦船による緊急輸送等でござります。

なお、現在自衛隊法で私どもに与えられております災害派遣という任務は、これは天災地変その他の災害がすでに発生したか、あるいは発生する直前にある、というふうに合理的に理解されると、初めて自衛隊法第八十三条の規定によりまして、原則として都道府県知事等の御要請があり、事態やむを得ないと認める場合に、救援のために部隊等の派遣を行うものでございまして、この点で新たなる立法をする必要があるというふうに考えてたわけでございます。

もちろん立法前の段階におきます検討段階においては、現在すでに規定されております災害派遣でもってこういうことができるのではないから、こういうただいま私が申し上げましたようなお手伝いと申しますが、自衛隊の活動というものはできないだろかという法律的検討もいたしま

したけれども、その検討の過程におきまして、自衛隊の運用というものは、法律的にはシビアに理解をすべきである、解釈すべきであるということでもって、この新たなる立法措置が必要となつたものでござります。

○**上野政府委員** 新たな立法措置が必要であったといふことは、いわゆる災害派遣におきます場合は、災害が起つてからそれに対処するということであるけれども、この場合においては、要するに地震の予知という段階から自衛隊が出動をするところにいわゆる災害派遣では無理だ、こういうふうに御判断になつたわけですか。

現在の災害派遣の規定、自衛隊法の八十三条の規定は「天災地変その他の災害に際して、人命又は財産の保護のため必要があると認める場合」という要件がございます。その場合に、都道府県知事その他政令で定める者の要請によつて自衛隊が出動するという規定でございまして、問題は、その「天災地変その他の災害に際して」というこの解釈だらうと思ひます。

それで、これは内閣法制局 立法専門のところの御意見もございますが、この「際して」と申し

いはその起る直前である。たとえば河川の水がさがどんどん増してくる、水源地では大雨が降つておる、もう堤防が切れるることは目前である、そういう判断ができるような場合に、災害派遣ができるということでありまして、今回の立法におきます、まだ地震が起るかどうかわからぬ、その蓋然性は大変高いわけでございましょうけれども、そういう現にまだ地震が起きていないあるいは起きる直前であるというふうにも判断しにくいような事態におきまして、災害派遣の自衛隊法八十三条を根拠として自衛隊が出動するということは、これは適当ではないというふうに判断したわけでございます。自衛隊の出動に関しましては、より厳格なる法律的規制が必要であるといふ基本的な考え方があるわけでございます。

○鈴切委員 それでは出動時の指揮系統とか警察との関係はどうなりましようか。

○上野政府委員 出動時の指揮系統等につきましては、これは災害派遣の場合とそり変わることろはないと思っております。この法律が成立いたしまますまでに、そこら辺の細部は十分詰めたいと思いますが、私ども自衛隊ができることといったましては、先ほども少し触れましたけれども、ヘリコプター等を飛ばしましてあるいは車両を動かしましてその情報伝達をするとか、あるいは後方支援といったようなこと、緊急輸送、これは災害対策本部等の方々の現地への緊急輸送等といったよくなことをお手伝い申し上げるという形になるらう

かと思います。  
○鈴切委員 そうしますと、出動時の指揮系統については警察との関係が出てくるわけありますけれども、この場合のいわゆる地震による出動というものは警察作用だというふうに判断しているのですか。それとも防衛庁は防衛庁で指揮をとるのだ、そういう考え方でしようか。警察の一つの中に組み込まれて、それを支援しよう、こういうう

○上野政府委員 この法律的性格につきまして  
ことですか どうなんでしょう

は、災害派遣と同じように、自衛隊の任務といたましましては警察作用の一種というふうに理解をいたしております。自衛隊の任務は御承知のように防衛出動といつたもの、それから治安出動といつたものあるいは海上における警備行動、対領空侵犯措置、その他いろいろございますが、それを大きく二つに分けますれば、国家防衛作用でございまます防衛出動と、それから治安維持に当たるという面とございますが、今回の立法は、広義の治安維持の一つ、人命、財産の保護の一つというふうに考えております。

それから指揮系統でございますが、これは今後地震災害の対策本部あるいはそれがさらに地方に細かくおりてまいりまして、それぞれの段階でもいろいろな計画画がつくられると思いますけれども、その各レベルにおきまして、自衛隊がど

ういう位置づけになるのかといったことは、それ  
ぞれの段階でまた今後各省庁あるいは地方公共団  
体等々と御相談の上決めてまいると思いますけれど  
ども、原則としては、原理的には災害派遣と同様  
に考えております。

○鈴切委員 その自衛隊と警察との間におけると  
ころの相互協力あるいは援助等に關係しては、治  
安出動の際における協定というものの細部協定が  
ござりますね。

〔石垂委員長代理退席、委員長着席〕

その細部協定を結んでいるわけでありますけれど  
も、今回、こういうふうな地震に対する支援の問  
題については、やはり警察との間においての協定

○上野政府委員 これは治安出動とは全く違います。しかし、おつくりにならないとどうにもならぬ問題でありますから、おつくりになる考え方でしようか。  
治安出動につきましては、先生御指摘のように、警察との間で協定がございますけれども、治安出動の場合は、警察力のみをもつてしては治安の維持ができないという場合に、自衛隊は主として支援後援の立場から徐々に発しまして、だんだんと事態に応じて自衛隊の出動の度合いを強めていくと申しますが、大きくなってまいるわけでござりますけれども、今回のものは、災害派遣の、いわば一種の準備段階における自衛隊の関与ということでございまして、災害派遣と同様に考えております。したがいまして、警察との協定といいますか、むしろ災害派遣におきましてもそうでござりますけれども、それぞれ地域におきます防災責任者、たとえば地方公共団体の長等がおつくりになります地震に関しまず防災の基本的な計画と申しますが、あるいは国レベルでつくるもの、そろそろいたものに自衛隊がどういう役割りを与えられるか、どういうことができますかという観点から組み入れられるものというふうに考えておりま

ふうにおっしゃった以上は、やはり警察との間に競合する問題があるわけですから、当然警察との間ににおいて何らかの話し合いがなされなければ、自衛隊がやることと警察がやることとやはり混同してしまうというおそれは多分出てくるわけですね。そういうことからいいますと、恐らく話し合いはされるだらうと私は思うわけでありますけれども、たとえば関東大震災のときとかなり大型な地震があつて、ちまたが非常に混乱をした。そういう意味において、あのときの経験を考えたときに、今回のものにも何らか治安的なものも含まれているおそれがあるというふうに判断されるわけがありますが、それは全く考えていないか。考えていないとするならば、災害派遣でいいと私は思うわけありますけれども、やはり何らかそういうにおいがぶんぶんしてならぬわけありますけれども、そういう点についてはいかがでしょうか。

○上野政府委員 これは繰り返しになりますが、治安出動ないしはその前段階的な出動ということは全くございませんで、災害派遣の事前的な予備的な措置というふうに御理解をいただきたいと存じます。先生のお話を伺つておりまして、どうも合点がいかなかつたわけですが、治安出動と結びつけてお考えいただいておるということになりますと、まことに心外なわけございまして、これはあくまでも災害派遣の一環であるというふうに、法理的にも、また実際の運用上もそうなることと存じます。先生のお話を伺つておりまして、どうも合点がいかなかつたわけであります。

○鈴切委員 私はそう申し上げたのじゃないですよ。治安出動というのは治安出動という一つの法律に準拠してやられる問題です。しかし、治安出動ではないけれども、治安に対する何らか事前に地震の予知の段階において出動するというのは、ある程度そういうふうな意味が含まれているのじゃないだろうかということの疑念を申し上げたわけであつて、何も治安出動と混同しているわけではありません。そんなことであるな

らば、地震の予知が行われて、災害派遣によつて、少なくとも待機をするならば幾らだつて待機ができるわけですから、そういう体制だけ整えておけばいいわけですから、何も武装集団がちまたに出でそれに対してやる必要は毛頭ない。言つうな

れば、警察作用で十分に事は足りるわけであつて、その足りないところについては、災害がひどければ自衛隊に対するところの災害派遣ということも当然考えられるのじゃないか、こういう考え

方で、そこにあらかじめ出るということは、関東大震災のときになりもまたが混乱に陥つた、そういうふうな過去の経験から、治安についても十分に配慮されているのではないかというような感

じを受けるから申し上げたわけでございます。

以上をもつて質問を終わります。きょうは、大変にたくさんの省庁からおいでくださいましたけれども、残念ながら時間がございませんので、こ

れで失礼させていただきます。

○始閑委員長 岩垂喜寿喜男君。

○岩垂委員 科学技術庁設置法の一部を改正する法律案の審議でございますので、科学技術庁の役割りといふようなことについて、ちょっと私はお尋ねしておきたいことがあります。

と申しますのは、日本の科学技術の進展に科学技術庁がどんな役割りを果たしているかというとの意味で、私は「諮問第六号「長期的展望に立った総合的科学技術政策の基本について」に対する答申」を拜見をさせていただきました。これは科学技術庁の今後の運営にとってどんな位置を占めているかということを最初にちよつとお尋ねしておきたいと思います。

○岩垂委員 この答申を読んでみますと、第一部と第二部の間にはかなり落差があるような感じがするのであります。これは私の読み方の問題かも知れません。一口で言いますと、第一部の科学技術政策の目標といふのは、確かに一つの目標を示していると思うのですけれども、第二部の方を拜見をいたしますと、各省庁がいま取り組んでいる

いただこうというようなことでつくつたわけでございます。それが約十年たちまして、昭和四十六年にになりましたので、一九七〇年代の科学技術政策の方向ということで、私ども五号答申と称して

おりますが、それができまして、それがまた似た

ような作用を持つてゐるわけでございます。

その後に、御承知のように、いわゆる石油ショックを契機にいたしまして経済発展の動向が変わ

つてしまいまして、資源の先行きとかいろいろな問題が従来のパターンと大変違うようになつてしまひましたので、やはりそういう大きな方向といふのを変えていかなければならぬ、あるいは現

実にもう変わり出しておりましたので、いわゆる六号諮問といふのが出来まして、そういう新しい事態に即応した長期的な展望を行う必要がある、こういうことで科学技術会議がまとめたわけでござ

ります。

現実には、これは現在のところ、日本の特に政

府でございますが、あるいは民間も含めまして、これから約十一年間と私ども思つておりますが、

十年間の科学技術活動の方向を示したものといふように考えております。したがいまして、たとえ

ば、具体的に科学技術庁の仕事の方で申します

と、総合調整と申しますか、政府の各省がやります研究開発費の予算の要求等のときに、見積方針の調整といふようなことをいたしておりますが、

その見積方針の調整をする際の基本的な方針といふのは、これをよりどころにしてとつていくとか

いつたようなことで使わせていただいているといふことです。

そうしまして、それを具体的にはどうといふ

とでいまお話をございましたが、これは研究調整局の方になるわけでございますが、各省庁が毎年

度予算要求をいたします際に際しまして、科学技術

政策の目標といふのは、確かに一つの目標を示

して、それを基づいて各省庁、あるいは各省庁が

いろいろお考へになつておる別なことなどございま

ります。

そういう意味では、科学技術庁といふのは各省

庁をリードする体制にあるのだろうかどうだろ

うか、こんな感じを持たざるを得ないのでされど

も、各省庁の調整とかあるいは予算配分がこれら

の程度のよりどころにされているのかということ

について、もし御感想がありますれば、経験的

にお話をいただきたいと思うのです。

すが、大蔵省に要求されます研究開発予算という  
のが科学技術庁に出てまいりまして、約一、二カ  
月間の調整期間と申しますか、連絡の期間がござ  
いまして、そうして科学技術庁としてはこれにつ  
いてどういう意見であるかという意見を取りまと  
めまして、これを大蔵大臣あてに提出をして予算的  
な編成の参考にしていただくというような具体的な  
作業を持つておるということをございます。  
○岩垂委員 この文章の中で私感するのですけれど  
も、こういう文章がございます。「近年、科学

るいは新しい技術を適用する、つまり開発といふことには事前にその技術が及ぼす影響についていろいろな角角度から評価をしていくところですが、いま先生の御指摘にありましたようないふ科学技術のマイナスの面を防いでいくということから大変大事なことであるということです。これは実はアメリカにおきましてそういうことが大部分盛んに行われ出しました。

て具体的に質問をいたします。やはりこの答申の十八ページにこう書いてござります。「エネルギー一」、この中の「原子力」「一九八〇年代後半には我が国電力供給の相当部分を、二〇〇〇年には主要な役割を原子力が担い得ることを目指して、」以下云々、こう書いてあるわけでございます。体この重要な役割りとか相当な役割りとかというものはどのくらいのことを見当つけているのか、こういうことをお考えになつてお書きになつていらっしゃるのですか。

○政府見通しとか、あるいはシンクタンクその他で行われておりますところの原子力が日本に大変入ってこなければならないという見通しに基づいてそことのところができるわけでござります。

○岩垂委員　そうなりますと、具体的な問題として言えば、立地条件あるいはその周辺住民の反対やら、あるいは科学技術庁自身が御発表になつていらっしゃる五十二年度時間稼働率が四八ないし四九%、つまり五〇%いってない、あるいはもう一つの資料によれば、波累改付原量ですか、二

技術の社会への適用に際して、プラスとマイナスの両面の影響が現れるという「二面性」や、また、思ひがけない結果が現れるという「不測性」が顕在化している。このような傾向に対して、その開発から適用に至るまでのあらゆる場面で深い配慮に基づく対応が求められよう。私は、たとえば原子力の問題についても、あるいはその他の科学技術の発展に伴うさまざまな問題について、この視点と言いましょうか、立場というものが再確認されなければいけないんじゃないだろうか、こんなふうに思うのです。今まで開発を急ぐ余りにマイナスの影響や、ここに書いてある不測性という問題についての配慮が十分行われていなかつたといふことを感ずるわけですがれども、そういう反省というものは科学技術行政の上でこれから非常に強調されなければならぬと思う。その点について所見を承っておきたいと思います。

う専門の分科会を設けたり、あるいは科学技術庁におきましてはそういうものをテストケースとしていろいろ調べてみると、どういう分析ができるかというようなことをやってみようということです。もう五年ばかりそういう問題をやってきておりました。これは科学技術庁だけではございませんで、そういうことから私ども各省庁にも呼びかけをしてしまって、いろいろな技術の開発なり何なりをする際には事前評価をやつていっていただきたいということで呼びかけもいたしましたし、連絡会を開きまして、アメリカのやり方なりあるいは具現的な事例についての結果なりということを連絡してしまって、そしてそれを実際の技術開発をやっていくことに浸透させていこうということで現在まで行ってきておるわけでございます。いわゆる環境アセスメントと現在言われておりますが、環境アセスメントと申しますのは実はこの技術アセスメント、テクノロジー・アセスメントというようなところから出発点もあるというような状況であります。

○大澤政府委員 これを作成いたしました時点では、政府として出ておりますいわゆる需要見通しと申しますが、そういうものに基づいて書いておるわけでございまして、私ちよつと正確な数字をいま覚えてないのでござりますけれども、一九八〇年代の半ばに原子力開発を三千三百万キロワット達成するとかそういう具体的な数字で、つまりそこのところが数字に基づいた表現ということになつておるわけでございまして、原案では数字を書こうかというようなことについてのずいぶんいろいろな議論もあつたわけでござりますけれども、なかなかそこまで書き切れないという面がございまして、そういうふうに書いてあるというふうに御理解いただけたらと思いますが……。

○岩淵委員 率直なところ、そういう相当部分とかも重要な役割りとかということになりますと、一体日本は幾つ原子力発電所をつくつたらいいんだろうかというふうな疑問も出てくるのです。つまり電力供給の大半を、あるいは相當な部分と言ふ

れがかなりふえているという実態なども含めて考  
えてみても、一体原子力発電所を幾つつくたら  
いいんだろうかというようなことを考えた上で、  
そういうことが「一体可能だろうかどうだろうかと  
いうことを議論した上でこういう問題が出てこな  
い」と、やはり基礎的な条件が整っていないのじや  
ないだろうか、私はこんなふうに思うのです。  
それに関連しまして、科学技術庁の付属機関で  
ある資源調査所が例の「風エネルギー」の利用に関  
する調査の中間報告が出されました。これによ  
りますと、「年平均風速四メートル以上の強風地  
帯が全国土の一八%を占めている。全国の海岸線  
のうち約六〇〇〇キロメートルがこの強風地帯に  
相当する。ここにモデル風車を設置したと仮定す  
ると得られる全発電量は控え目にみても全水力発  
電量に匹敵する値となると試算している。」実は  
科学技術庁のいわば内輪の議論の中で、こういう  
一つの意見、中間答申みたいなものが出ているわ  
けですね。

ことではございませんで、先ほど申しました五号答申と申しますか、昭和四十六年の科学技術政策の方向を示した際にも、こういう認識はすでに出ておったわけございます。主としていわゆる環境問題等から具体的にそういう認識が出ておったわけでございます。科学技術庁といたしましては、その当時から、この六号答申の出る前からでございますが、いわゆるテクノロジー・アセスメントという言葉がござります、技術評価と日本本語で申しましようか、これは新しい技術を使い、あ

○岩堀委員 その肝心な環境アセスメントがまだ大変遺憾だと思うのですけれども、たとえば農薬とか農薬とか、そういう科学技術の進歩に伴つて起ころてくるいろいろな危険性の予測という問題について、科学技術庁はもつともっと積極的な対応をしていただきたい、私はこのように思うのですが、

はたてはうしに見えていたる問題があるんやないか、私はこ  
ういうふうに思うのです。その際に原子力発電所  
を幾つつくつたらいいかというようなことは議論  
したことござりますか。

○大澤政府委員　ただいま御説明申し上げました  
ように、私の方では必ずしも個々の地点をみんな  
当たつたわけではございませんで、紀元二〇〇〇  
年の見通しといふものは持っておりませんので、

私はやはり、そういうことを含めて総合的に考  
えると、いま、一九八〇年はともかくとして、二  
〇〇〇年代におけるこういうエネルギー需給のい  
わばバランスといいましょうか目標、こういうも  
のは少し整合性が欠けているんじゃないだろう  
か、こんなふうに考えますが、その点はいかがお  
考えですか。

○大澤政府委員 私どもは、そこへ表現としては  
余り何万キロワットという具体的な数字では書い  
ていないのでござりますけれども、日本のこれか  
考えですか。

らのエネルギー開発としては、原子力がこれだけの役割を担つていかなければならないということが書いておるわけでございます。

なお、いま風力のお話がございましたが、風力につきましては、これは單なる理論計算ということでございまして、具体的なあれを、つまり後ろのものを何も持つておるわけではございません。単に風があつて場所がある、それを数字で換算してみればどうなるか、これもやはりやつてみなければいけないわけでございますので、そういういわゆる試算としてやつてあるものでございまして、この資源調査所の風力の報告とそれから六号答申というものとでは、掲げ方の中身がまるきり違つておるものという認識でございます。

○岩垂委員 しかも風力のことは、この主要分野における科学技術の目標の中にはおつこちちやつてあるわけですよ、広い意味で含まれているのかもしれませんけれどもね。そういうふうに、私は、こういう条件のもとで、原子力発電にいわば依拠するといましようか、依存するといましても、こういう条件のもとで、原子力発電にいわば依拠するといましようか、依存するといましても、私は、こういうふうに、私は、もう一遍見直してみる必要があるんじゃないかな、総合的なエネルギー供給体制として考えてみる必要があるんじやないだらうかということを、これは指摘をしておくにとどめたいたいと思います。

それで、先ほど鈴切委員も質問されておられましたが、カーター政策について、原子力白書、五十二年の原子力年報を拝見いたしますと、いろいろ日本の立場からアメリカの新政策について指摘をされておられます。

第一、第二、第三とございますけれども、ここでは読みません。「などの見地から、我が国をはじめフランス、西ドイツなどウラン資源に乏しく、かつ、他の化石燃料資源にも限度がある諸国にとって、核不拡散への努力の必要性は認めつつも、必ずしも十分な説得力あるものとは認め難いものであった。」こう書いてございますね。これは、アメリカの核不拡散防止法が成立した後も変化はない、日本はこういう立場だというふうに考え

題でございますが、これはあくまで、米国の置かれております現在のエネルギー資源の状況に応じて生まれた原子力政策でございまして、各国々のこういう原子力政策というものは、当然のことながら、そのようにその国の持つエネルギー資源によって決まる問題であるというふうに考えておるわけでございます。

米国の場合は、国内に相当豊富な化石燃料等を持っておるわけでございまして、そういうふうなことを背景にして今後の原子力の平和利用というものを考えていいばよろしいという状況下にあるわけでございます。その中で、今回の核不拡散法に見られますように、かなり核の不拡散を強化するという方向にアクセントを置いた政策を打ち出しているわけでございまして、具体的には、商業用核炉を利用いたします新型動力炉、特に高速増殖炉というものの実用化もかなり先に延ばすとしたふうな政策をとつておるわけでございまして、これが、あるいはこの再処理によって得られますブリ

トニウムを利用しておこなわれる大規模な再処理というものは、まだその国情に応じた原子力政策といたしましたふうな政策をとつておるわけでございまして、といったふうな政策をとつておるわけでございまして、また原子力につきましては、このエネルギー資源といふものを輸入に頼つておるわけでございますし、また原子力につきましては、このエネルギー資源の有効活用を図る必要がある。有効活用を図るために、米国が期限を定めず延期したと申します商業的な再処理というものもあるはまた高速増殖炉と並んで、かかるべきだと考へるわけでございまして、特に日本につきましては、ほとんどこのエネルギー資源といふものを輸入に頼つておるわけでございます。

○山野政府委員 米国とのこの核不拡散法の内容につきましては、まだ先方から何ら説明はないわけですが、今回発表されました不拡散法の中に、御指摘のように、協定に基づいて米国から移転された施設でできた核原料物質あるいは燃料

ですが、共通して言えますことは、そのようなおのの別個の原子力路線を歩いているとは言ひながら、基本的には核の不拡散というものは人類共通の願いでございまして、わが国といえども例外ではないということござりますので、そういう意味では、米国の核不拡散強化という基本姿勢には味では、米国も贊意を表しておるわけでございます。たゞ、米国の特殊事情によつて生まれました核不拡

散法によつてわが国の原子力平和利用というものが核の不拡散を強化するという大義以上に不当な圧力を受けて、平和利用が損なわれるということがあつてはならないという立場に立つておるわけございまして、御質問の、不拡散法の成立前後に於けるわが国の立場並びに米国に対する評価というのは同じかと、いう御質問につきましては、以上述べましたような次第で、同じであるというのが御答弁になるかと存じます。

○岩垂委員 アメリカの核不拡散防止法の成立に伴つて日本原子力協定の改定交渉が行わることになつたのですが、アメリカからこの法律の内容のいわば説明なりあるいは報道に関連をいたしまして、アメリカの供給の燃料でなくとも、米国から得た原子炉を使つた場合にはその使用済み燃料の再処理、第三国への移転には事前同意を必要とするという項目が改めて加えられる、それはわが国の濃縮技術の実用化あるいは燃料を自前にも、米国の原子炉を使う限りは再処理を自由にできなくなるという立場から、わが国の方針に對して変更を余儀なくされるというような報道がございます。これについてはどのようにお考えになりますか。

○山野政府委員 米国が期限を定めず延期したと申します商業的な再処理というものもあるはまた高速増殖炉といふふうなものを輸入に頼つておるわけでございまして、そのとおりでございますが、今回発表されました不拡散法の中に、御指摘のように、協定に基づいて米国から移転された施設でできた核原料物質あるいは燃料

物質、さらに施設、物といったふうなものもあるわけでございますが、この米国から移転された施設というものの具体的な意味はまだ不明でございまして、これは今後、恐らく将来米国が日本に交渉を求めてまいりました際に明らかにされると、いふうに考えられるものでございまして、その米国のわが方に要求します内容のいかんによりまして、わが国に与えられる影響が大きいか小さいかという評価ができようかと存じております。

○岩垂委員 これはある雑誌に出でたのですけれども、オード政権の時代ですが、ミクロネシアに多国間の共同核燃料処理センターを候補地として検討する構想があつて、その提案を受け、アメリカのエネルギー開発局、日本政府、国際原子力機関の三者が共同でミクロネシアを候補地として検討を進めてきたという記事がございます。この中で、一方アメリカは日本に対して処理工場のうち一つを奄美群島に設置するよう要請してきたといつた核外交もあって、この再処理工場計画は一時中断をしているということでござりますが、こういう提案が日本にあつたかなかつたか、もしかつたとすれば、それはどんな形のものであつたかと、一つを奄美群島に設置するよう要請してきたといふことについてお教えを願いたいと思います。

○山野政府委員 シカゴにて、この再処理工場計画は一時中断をしているといふことござりますが、こう

いう構想があつて、その提案を受け、アメリカのエネルギー開発局、日本政府、国際原子力機関の三者が共同でミクロネシアを候補地として検討を進めてきたという記事がございます。この中で、一方アメリカは日本に対して処理工場のうち一つを奄美群島に設置するよう要請してきたといつた核外交もあって、この再処理工場計画は一時中断をしているといふことござりますが、こういう提案が日本にあつたかなかつたか、もしかつたとすれば、それはどんな形のものであつたかと、一つを奄美群島に設置するよう要請してきたといふことについてお教えを願いたいと思います。

○岩垂委員 地震対策に関連をいたしまして、ちよつと地元のことと恐縮でございますが、お許

しをいただき、少し建設省との間にやりとりをいたしたいと思います。

多摩川の河川敷の中に、関東大地震級の地震災害が起きて、一般道路や鉄道が遮断された場合に、避難民の救援、被災地の復旧、救援物資の輸送に使うために、堤防の内側十メートルのところに重さ十四ないし二十トンのトレーラーの走行に

芝を張るという計画が具体化しております。これは昭和四十九年、五十年、五十一年、五十二年というふうに工事が進められようとしているわけですが、いまこの道路の工事について住民の間からさまざま不安が表明されて、反対の意見なども述べられているわけでございます。この点について実は建設省の見解を承りたいと思うのですが、この緊急道路というのは、緊急災害時以外には他の目的に利用することがないということをこの機会に明らかにしていただきたいと思うのであります。

なぜかといいますと、実は道路ができますとすぐ自動車が乗り入れる。大体あの多摩川の土手を走っている道路自身も、歴史的に言いますと、観

光道路みたいな形であったはずなんですが、それがいつの間にか普通の道路、しかも大変交通の激しい道路になつてゐるわけございまして、住民が大変迷惑をしてゐるという経過がございまして、そういう不安があるものですから、その点をしつかりただしておきたいと思います。

○川本説明員 お答えいたします前提といたしまして、緊急道路の構造について一言御説明いたし

たいたいと、道路は、先生がいまおっしゃいましたように、多摩川の堤防の下の高木敷に、堤防に沿いまして七メートル五センチの幅で、地盤を深さ五、六センチ掘りまして、そこへ碎石を敷き込みまして、いわゆる路盤工でございますが、そういうことをしまして、すぐにその上に土をかぶせまして、そこに芝を張りまして、完全にもとへ復するというような構造でございます。

それで、この緊急道路そのものの目的でございまが、いま先生がおっしゃいましたように、震

災の発生等の場合に河川施設の災害が起ります。

○岩垂委員 防衛厅に伺いますが、防衛厅の災害

耐えるような道路を、厚さ五十五センチの砂利を敷いて、その上をアスファルトで舗装して、多摩川に流れ込む中小河川の部分などには橋をかける。その道路の上には十センチぐらい覆土をして芝を張るという計画が具体化しております。これは昭和四十九年、五十年、五十一年、五十二年というふうに工事が進められようとしているわけですが、いまこの道路の工事について住民の間からさまざま不安が表明されて、反対の意見なども述べられているわけでございます。この点について実は建設省の見解を承りたいと思うのですが、この緊急道路というのは、緊急災害時以外には他の目的に利用することがないということをこの機会に明らかにしていただきたいと思うのであります。

なせかといいますと、実は道路ができますとす

ぐ自動車が乗り入れる。大体あの多摩川の土手を

走っている道路自身も、歴史的に言いますと、観

光道路みたいな形であったはずなんですが、それ

がいつの間にか普通の道路、しかも大変交通の激

しい道路になつてゐるわけございまして、住民

が大変迷惑をしてゐるという経過がございまして、そういう不安があるものですから、その点を

しつかりただしておきたいと思います。

○川本説明員 お答えいたします前提といたしまして、緊急道路の構造について一言御説明いたしました。

この道路は、先生がいまおっしゃいましたように、多摩川の堤防の下の高木敷に、堤防に沿いまして七メートル五センチの幅で、地盤を深さ五、六センチ掘りまして、そこへ碎石を敷き込みまして、いわゆる路盤工でございますが、そ

ういうことをしまして、すぐにその上に土をかぶせまして、そこに芝を張りまして、完全にもとへ復するというような構造でございます。

それで、この緊急道路そのものの目的でございまが、いま先生がおっしゃいましたように、震

災の発生等の場合に河川施設の災害が起ります。

○岩垂委員 防衛厅に伺いますが、防衛厅の災害

す。そういったときの応急復旧のために使用するものでございまして、またそれ以外にも、災害発生時の地元に対する食糧あるいは緊急資材といつても結構ですが、後ほど出していただけます。その輸送に使用したりするものでございまして、平生時に一般の市民の方がそこで休息したりあるいは運動したりというような、いわゆる自由使用については差し支えございませんけれども、それ以外の目的に使用するということは考えておりません。

○岩垂委員 その点を建設省は、これは念には念を入れると、いうことになるわけですが、神奈川県あるいは川崎市との間で文書で確認をしてほしいというふうに私は思うのですが、その点について御異存ございませんか。

○川本説明員 ただいま件につきましては、現地の方へ申し伝えまして、県あるいは市から申し出のありました場合には、御趣旨に沿うように考

えたいと思っております。

○岩垂委員 この道路が東京湾の湾岸道路と結ぶことはあり得ないと考えてよろしいかどうか。そ

れからもう一つは、外郭環状線の多摩川沿線とも無関係だというふうに理解してよろしいかどうか。

○川本説明員 これは言うまでもないのですけれども、この救援部隊の体制というのを拝見いたしま

すと、ヘリコプターや船やいろいろあるわけですが、これはあくまでも災害救援活動であるわけ

です。いわゆる治安出動とは別のものだということ

をここではつきり述べておいて——先ほど鉢切さんとのやりとりもございましたけれども、あれは

新しい立法ですが、この場合は今までの災害基本法という立場でされると思うのですけれども、

そのように考えてよろしくござりますか。つまり、あくまでも災害救援活動であって、その指揮

は防衛厅がこれを防災道として利用を予定している、あるいは多摩川のあちこちにヘリポートをつ

くりたいというふうな資料がここにあるわけでござりますが、これは建設省と防衛厅との間に協議

したことござりますか。

○岩垂委員 この道路に関連をいたしまして、実

際は防衛厅がこれを防災道として利用を予定している、あるいは多摩川のあちこちにヘリポートをつ

くりたいというふうな資料がここにあるわけでござりますが、これは建設省と防衛厅との間に協議

したことござりますか。

○川本説明員 ただいま先生の御質問にございま

した防衛厅の問題でござりますが、災害対策基本法に基づきまして、県の知事さんあるいは市長さん等から要請がございまして出動されるというよ

うな、いわゆる災害出動、災害活動そのものであ

りますが、これに基づいて防衛厅が作成したものでございまして、大震火災の発生に際しての自衛隊の災害派遣対処の準備としておるものでござります。

この計画は、具体的に申し上げますと、関東南

十隻を派遣いたしまして、人命救助とか道路の啓

開あるいは人員、物資の輸送、情報の収集、その

隊の災害派遣計画というものと承知いたしておりますけれども、これは昭和四十六年につくりました

ものでござります。これでしたらば、もし当委員会として御異存がなければ、後刻先生のお手元にお出ししたいと存じます。

○岩垂委員 いまの件よろしいですね、私が資料をいただくこと。

○始開委員長 結構だと思います。

○岩垂委員 これは言うまでもないのですけれども、この救援部隊の体制というのを拝見いたしま

すと、ヘリコプターや船やいろいろあるわけですが、これはあくまでも災害救援活動であるわけ

です。いわゆる治安出動とは別のものだということ

をここではつきり述べておいて——先ほど鉢切さんとのやりとりもございましたけれども、あれは

新しい立法ですが、この場合は今までの災害基本法という立場でされると思うのですけれども、

そのように考えてよろしくござりますか。つまり、あくまでも災害救援活動であって、その指揮

は防衛厅がこれを防災道として利用を予定している、あるいは多摩川のあちこちにヘリポートをつ

くりたいというふうな資料がここにあるわけでござりますが、これは建設省と防衛厅との間に協議

したことござりますか。

○上野政府委員 ちょっと御説明申し上げます

と、ただいま先生言及されまして私がお答え申し上げましたこの災害派遣計画は、いわゆる大都市

震災対策推進要綱と申します題名を打ちました中

央防災会議の決定、これは昭和四十六年の五月でござりますが、これに基づいて防衛厅が作成した

ものでございまして、大震火災の発生に際しての自衛隊の災害派遣対処の準備としておるものでござります。

この計画は、具体的に申し上げますと、関東南

十隻を派遣いたしまして、人命救助とか道路の啓

開あるいは人員、物資の輸送、情報の収集、その

隊の災害派遣計画というものと承知いたしておりますけれども、これは昭和四十六年につくりました

ものでござります。これでしたらば、もし当委員会として御異存がなければ、後刻先生のお手元にお出ししたいと存じます。

○岩垂委員 ちょっと御説明申し上げます

と、ただいま先生言及されまして私がお答え申し上げましたこの災害派遣計画は、いわゆる大都市

震災対策推進要綱と申します題名を打ちました中

央防災会議の決定、これは昭和四十六年の五月でござりますが、これに基づいて防衛厅が作成した

ものでございまして、大震火災の発生に際しての自衛隊の災害派遣対処の準備としておるものでござります。

この計画は、具体的に申し上げますと、関東南

十隻を派遣いたしまして、人命救助とか道路の啓

開あるいは人員、物資の輸送、情報の収集、その

隊の災害派遣計画というものと承知いたしておりますけれども、これは昭和四十六年につくりました

ものでござります。これでしたらば、もし当委員会として御異存がなければ、後刻先生のお手元にお出ししたいと存じます。

○岩垂委員 ちょっと御説明申し上げます

と、ただいま先生言及されまして私がお答え申し上げましたこの災害派遣計画は、いわゆる大都市

震災対策推進要綱と申します題名を打ちました中

央防災会議の決定、これは昭和四十六年の五月でござりますが、これに基づいて防衛厅が作成した

ものでございまして、大震火災の発生に際しての自衛隊の災害派遣対処の準備としておるものでござります。

この計画は、具体的に申し上げますと、関東南

十隻を派遣いたしまして、人命救助とか道路の啓

開あるいは人員、物資の輸送、情報の収集、その

隊の災害派遣計画というものと承知いたしておりますけれども、これは昭和四十六年につくりました

ものでござります。これでしたらば、もし当委員会として御異存がなければ、後刻先生のお手元にお出ししたいと存じます。

○岩垂委員 ちょっと御説明申し上げます

と、ただいま先生言及されまして私がお答え申し上げましたこの災害派遣計画は、いわゆる大都市

震災対策推進要綱と申します題名を打ちました中

央防災会議の決定、これは昭和四十六年の五月でござりますが、これに基づいて防衛厅が作成した

ものでございまして、大震火災の発生に際しての自衛隊の災害派遣対処の準備としておるものでござります。

この計画は、具体的に申し上げますと、関東南

十隻を派遣いたしまして、人命救助とか道路の啓

開あるいは人員、物資の輸送、情報の収集、その

隊の災害派遣計画というものと承知いたしておりますけれども、これは昭和四十六年につくりました

ものでござります。これでしたらば、もし当委員会として御異存がなければ、後刻先生のお手元にお出ししたいと存じます。

○岩垂委員 ちょっと御説明申し上げます

と、ただいま先生言及されまして私がお答え申し上げましたこの災害派遣計画は、いわゆる大都市

震災対策推進要綱と申します題名を打ちました中

央防災会議の決定、これは昭和四十六年の五月でござりますが、これに基づいて防衛厅が作成した

ものでございまして、大震火災の発生に際しての自衛隊の災害派遣対処の準備としておるものでござります。

この計画は、具体的に申し上げますと、関東南

十隻を派遣いたしまして、人命救助とか道路の啓

開あるいは人員、物資の輸送、情報の収集、その

隊の災害派遣計画というものと承知いたしておりますけれども、これは昭和四十六年につくりました

ものでござります。これでしたらば、もし当委員会として御異存がなければ、後刻先生のお手元にお出ししたいと存じます。

○岩垂委員 ちょっと御説明申し上げます

と、ただいま先生言及されまして私がお答え申し上げましたこの災害派遣計画は、いわゆる大都市

震災対策推進要綱と申します題名を打ちました中

央防災会議の決定、これは昭和四十六年の五月でござりますが、これに基づいて防衛厅が作成した

ものでございまして、大震火災の発生に際しての自衛隊の災害派遣対処の準備としておるものでござります。

この計画は、具体的に申し上げますと、関東南

十隻を派遣いたしまして、人命救助とか道路の啓

開あるいは人員、物資の輸送、情報の収集、その

隊の災害派遣計画というものと承知いたしておりますけれども、これは昭和四十六年につくりました

ものでござります。これでしたらば、もし当委員会として御異存がなければ、後刻先生のお手元にお出ししたいと存じます。

○岩垂委員 ちょっと御説明申し上げます

と、ただいま先生言及されまして私がお答え申し上げましたこの災害派遣計画は、いわゆる大都市

震災対策推進要綱と申します題名を打ちました中

央防災会議の決定、これは昭和四十六年の五月でござりますが、これに基づいて防衛厅が作成した

ものでございまして、大震火災の発生に際しての自衛隊の災害派遣対処の準備としておるものでござります。

この計画は、具体的に申し上げますと、関東南

十隻を派遣いたしまして、人命救助とか道路の啓

開あるいは人員、物資の輸送、情報の収集、その

隊の災害派遣計画というものと承知いたしておりますけれども、これは昭和四十六年につくりました

ものでござります。これでしたらば、もし当委員会として御異存がなければ、後刻先生のお手元にお出ししたいと存じます。

○岩垂委員 ちょっと御説明申し上げます

と、ただいま先生言及されまして私がお答え申し上げましたこの災害派遣計画は、いわゆる大都市

震災対策推進要綱と申します題名を打ちました中

央防災会議の決定、これは昭和四十六年の五月でござりますが、これに基づいて防衛厅が作成した

ものでございまして、大震火災の発生に際しての自衛隊の災害派遣対処の準備としておるものでござります。

この計画は、具体的に申し上げますと、関東南

十隻を派遣いたしまして、人命救助とか道路の啓

開あるいは人員、物資の輸送、情報の収集、その

隊の災害派遣計画というものと承知いたしておりますけれども、これは昭和四十六年につくりました

ものでござります。これでしたらば、もし当委員会として御異存がなければ、後刻先生のお手元にお出ししたいと存じます。

○岩垂委員 ちょっと御説明申し上げます

と、ただいま先生言及されまして私がお答え申し上げましたこの災害派遣計画は、いわゆる大都市

震災対策推進要綱と申します題名を打ちました中

央防災会議の決定、これは昭和四十六年の五月でござりますが、これに基づいて防衛厅が作成した

ものでございまして、大震火災の発生に際しての自衛隊の災害派遣対処の準備としておるものでござります。

この計画は、具体的に申し上げますと、関東南

十隻を派遣いたしまして、人命救助とか道路の啓

開あるいは人員、物資の輸送、情報の収集、その

隊の災害派遣計画というものと承知いたしておりますけれども、これは昭和四十六年につくりました

ものでござります。これでしたらば、もし当委員会として御異存がなければ、後刻先生のお手元にお出ししたいと存じます。

○岩垂委員 ちょっと御説明申し上げます

と、ただいま先生言及されまして私がお答え申し上げましたこの災害派遣計画は、いわゆる大都市

震災対策推進要綱と申します題名を打ちました中

央防災会議の決定、これは昭和四十六年の五月でござりますが、これに基づいて防衛厅が作成した

ものでございまして、大震火災の発生に際しての自衛隊の災害派遣対処の準備としておるものでござります。

この計画は、具体的に申し上げますと、関東南

十隻を派遣いたしまして、人命救助とか道路の啓

開あるいは人員、物資の輸送、情報の収集、その

隊の災害派遣計画というものと承知いたしておりますけれども、これは昭和四十六年につくりました

ものでござります。これでしたらば、もし当委員会として御異存がなければ、後刻先生のお手元にお出ししたいと存じます。

○岩垂委員 ちょっと御説明申し上げます

と、ただいま先生言及されまして私がお答え申し上げましたこの災害派遣計画は、いわゆる大都市

震災対策推進要綱と申します題名を打ちました中

央防災会議の決定、これは昭和四十六年の五月でござりますが、これに基づいて防衛厅が作成した

ものでございまして、大震火災の発生に際しての自衛隊の災害派遣対処の準備としておるものでござります。

この計画は、具体的に申し上げますと、関東南

十隻を派遣いたしまして、人命救助とか道路の啓

開あるいは人員、物資の輸送、情報の収集、その

隊の災害派遣計画というものと承知いたしておりますけれども、これは昭和四十六年につくりました

ものでござります。これでしたらば、もし当委員会として御異存がなければ、後刻先生のお手元にお出ししたいと存じます。

○岩垂委員 ちょっと御説明申し上げます

と、ただいま先生言及されまして私がお答え申し上げましたこの災害派遣計画は、いわゆる大都市

震災対策推進要綱と申します題名を打ちました中

央防災会議の決定、これは昭和四十六年の五月でござりますが、これに基づいて防衛厅が作成した

ものでございまして、大震火災の発生に際しての自衛隊の災害派遣対処の準備としておるものでござります。

この計画は、具体的に申し上げますと、関東南

十隻を派遣いたしまして、人命救助とか道路の啓

開あるいは人員、物資の輸送、情報の収集、その

隊の災害派遣計画というものと承知いたしておりますけれども、これは昭和四十六年につくりました

ものでござります。これでしたらば、もし当委員会として御異存がなければ、後刻先生のお手元にお出ししたいと存じます。

○岩垂委員 ちょっと御説明申し上げます

と、ただいま先生言及されまして私がお答え申し上げましたこの災害派遣計画は、いわゆる大都市

震災対策推進要綱と申します題名を打ちました中

央防災会議の決定、これは昭和四十六年の五月でござりますが、これに基づいて









中部中小企業局	東京都	関東中小企業局
中国中小企業局	名古屋市	岐阜県、愛知県、三重県、富山県、石川県 東京都、茨城県、群馬県、栃木県、埼玉県、千葉県、 神奈川県、山梨県、新潟県、長野県、静岡県
四国中小企業局	大阪市	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山县、 福井県
九州中小企業局	福岡市	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県 鹿児島県、沖縄県
中小企業局の内部組織は、中小企業省令で定める。 (附属機関)		業省の附属機関として置かれるものとし、その設置の目的は、それぞれ下欄に記載するとおりとする。
第十四条 次の表の上欄に掲げる機関は、中小企		業省の附属機関として置かれるものとし、その設置の目的は、それぞれ下欄に記載するとおりとする。
業省の附属機関として置かれるものとし、その設置の目的は、それぞれ下欄に記載するとおりとする。		業省の附属機関として置かれるものとし、その設置の目的は、それぞれ下欄に記載するとおりとする。
中央中小企業調停審議会	高松市	徳島県、香川県、愛媛県、高知県
中小企業安定審議会	廣島市	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、 鹿児島県、沖縄県
中小企業近代化審議会		関係各大臣の諮問に応じ、商工組合が締結する組合協約及び特殊契約に関する重要な事項を調査審議すること。
中小企業分野等調整審議会		関係各大臣の諮問に応じ、商工組合及び商工組合連合会の安定事業及び合理化事業並びにこれらの総合調整に関する事業に関する重要な事項を調査審議すること。
中小企業分野等調整審議会		中小企業近代化促進法の規定によりその権限に属させられた事項を行うこと。
中小企業安定審議会及び中央中小企業調停審議会については中小企業団体の組織に関する法律、中小企業近代化審議会については中小企業の大企業者の事業活動の機会の確保のための権限に属させられた事項を行ふこと。		中小企業の事業活動の機会の確保のための大企業者の事業活動の機会の確保のための権限に属させられた事項を行ふこと。
中小企業分野等調整審議会		中小企業の事業活動の機会の確保のための大企業者の事業活動の機会の確保のための権限に属させられた事項を行ふこと。

1 この法律は、別に法律で定める日から施行する。  
 2 中小企業局設置法(昭和二十三年法律第八十  
三号)は、廃止する。

3 通商産業省設置法(昭和二十七年法律第二百  
六条・第四十七条)に改め、「第三節 中小企  
業厅(第四十八条)」を削り、「第四十九条」を「第四  
五十五号」の一部を次のように改正する。

四目次中「第三十六条・第四十八条」を「第三十  
八条」に改める。

五第三条第九号を次のように改める。

六第四条第一項第五十号を次のように改める。

七第五十一条を次のように改める。

八第五十二条を次のように改める。

九第五十三条を次のように改める。

十第五十四条を次のように改める。

十一第五十五条を次のように改める。

十二第五十六条を次のように改める。

十三第五十七条を次のように改める。

十四第五十八条を次のように改める。

十五第五十九条を次のように改める。

十六第六十条を次のように改める。

十七第六十一条を次のように改める。

十八第六十二条を次のように改める。

十九第六十三条を次のように改める。

二十第六十四条を次のように改める。

二十一第六十五条を次のように改める。

二十二第六十六条を次のように改める。

二十三第六十七条を次のように改める。

二十四第六十八条を次のように改める。

二十五第六十九条を次のように改める。

二十六第七十条を次のように改める。

内閣委員会議録第九号中正誤

ページ

段行

誤

正

三

一

矯正職

正